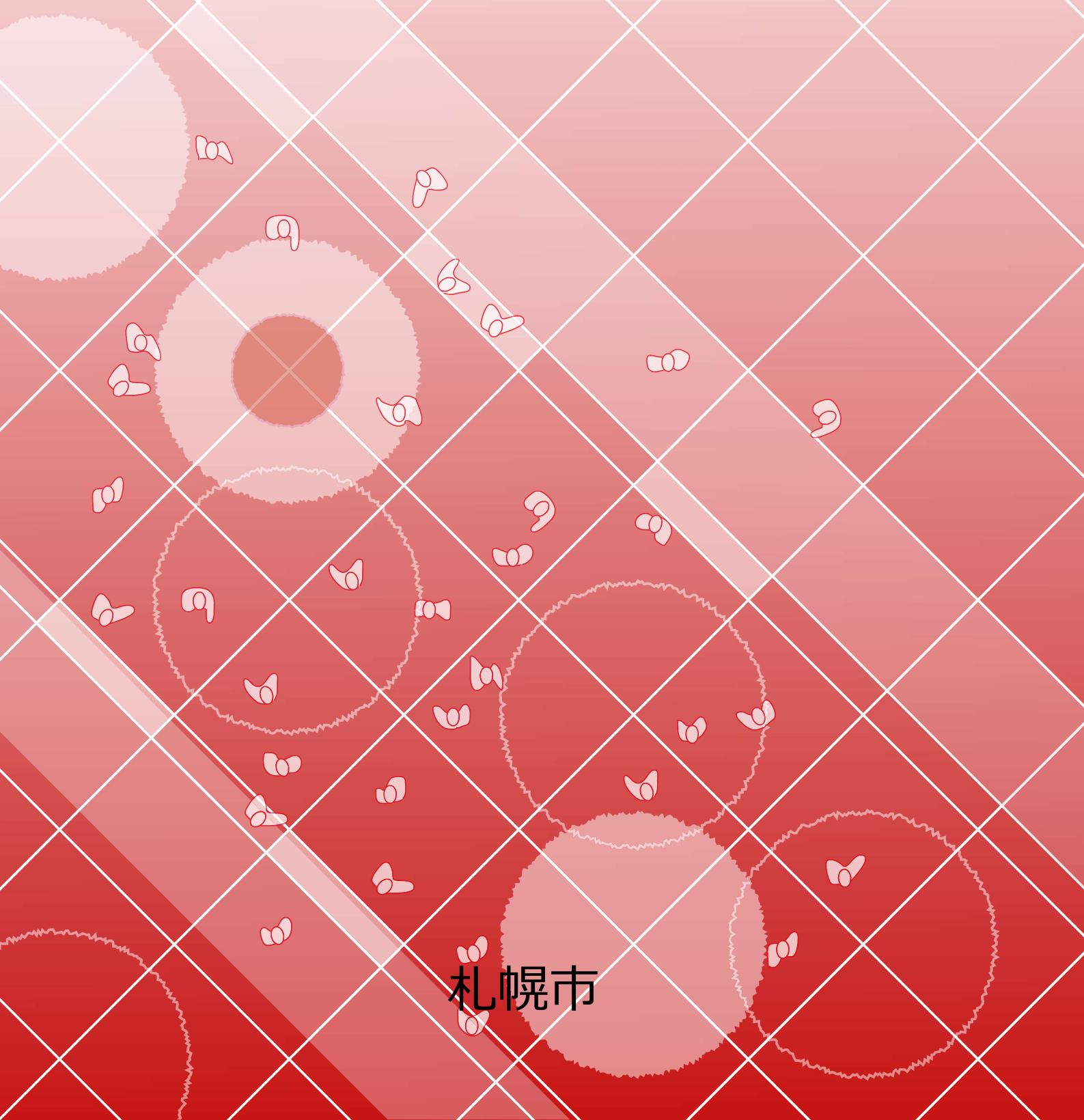


資料編

① 都心におけるオープンスペースガイドライン

都心における オープンスペースガイドライン



目 次

ガイドラインの位置づけ	資 1
ガイドラインの前提	資 1
第1章 都心におけるオープンスペースの検討フロー	資 2
第2章 オープンスペースの整備・維持管理・活用に関する基準	資 10
1. オープンスペースの整備に関する基本的な基準	資 12
2. オープンスペースの種類に応じた整備基準	資 25
(1) 歩道状空地	資 25
(2) 敷地内貫通通路	資 27
(3) 滞留のための広場	資 28
3. オープンスペースの効果をさらに高める取組を行う場合の整備基準	資 42
(1) 誘導用途と一体的に機能するオープンスペースの整備	資 42
(2) 屋外の屋根で覆われたオープンスペースの整備	資 44
(3) 屋内のオープンスペースの整備	資 46
(4) バスなどの待合機能を備えたオープンスペースの整備	資 48
4. オープンスペースの維持管理及び活用に関する基準	資 49

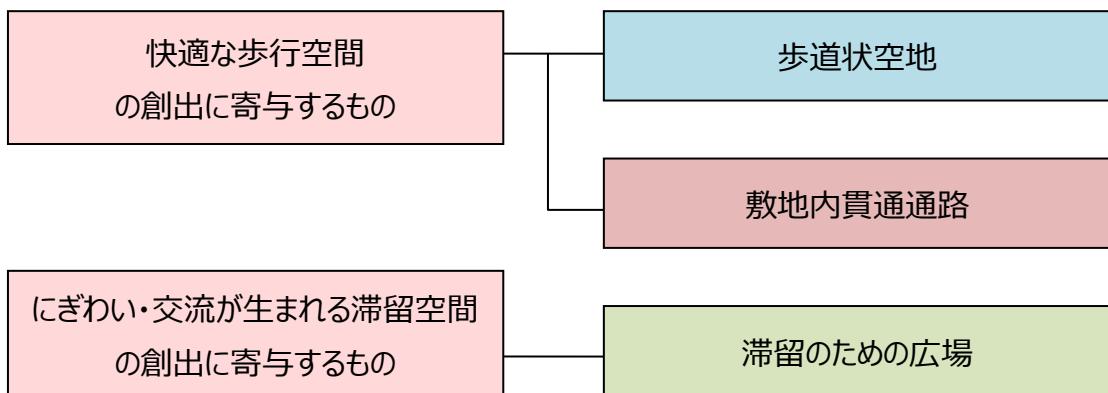
ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「都心における開発誘導方針（以下「開発誘導方針」という。）」に基づき容積率の緩和などを受け、民間都市開発において整備されるオープンスペース^{※1}について、その機能やしつらえを良好なものとするため、検討の手順、整備の際の基準、設計のポイント等を示すとともに、整備後も継続的に良好な活用がなされるよう、維持管理における基本的な基準等について示すものです。

ガイドラインの前提

《都心^{※2}で求められるオープンスペース》

開発誘導方針に基づき、都心で整備が求められるオープンスペースの種類は、下図のとおりです。



※1 オープンスペース： 本ガイドラインでは、開発誘導方針に基づく都市開発によって整備される、快適な歩行空間やにぎわい・交流が生まれる滞留空間の創出に寄与するものとして、一般の人々に開放された空間をいう。

※2 都心：開発誘導方針の適用区域（原則、札幌市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域（都心）の範囲）のことをいう。

第1章 都心におけるオープンスペースの検討フロー

本章ではオープンスペース検討の手順を示します。

STEP 1 オープンスペースの利用者・使い方を想定する

目標：敷地周辺の建物立地状況や地域資源等の有無などについて把握し、それらや計画建物との関係からオープンスペースの利用者・使い方を想定します。



STEP 2 配置等によるオープンスペースの整備条件を明確にする

目標：対象敷地の配置に係る状況を把握し、それを踏まえたオープンスペースの整備条件を明確にします。



STEP 3 オープンスペースの計画コンセプトを検討する

目標：STEP 1～2の検討を踏まえて、オープンスペースの設計を行います。



STEP 4 維持管理方法を検討する

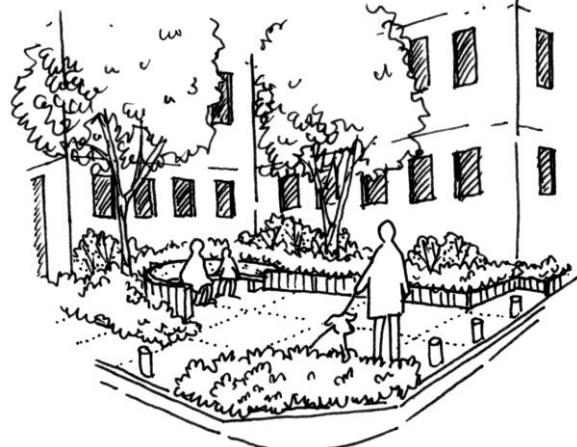
目標：オープンスペースの維持管理や活用について、整備前にあらかじめ検討を行い、必要に応じて設計内容の見直しを行います。

STEP 1 オープンスペースの利用者・使い方を想定する

オープンスペース整備の検討にあたって、まずは敷地周辺の建物立地状況を把握することに加え、敷地周辺に位置する公共公益施設の立地状況や地域資源の有無、歩行者の流れや歩行量等を把握します。それらの状況や計画建物との関係を踏まえ、オープンスペースの利用者・使い方を想定しましょう。

＜敷地周辺の建物立地状況の把握とオープンスペース利用イメージの例＞

住宅が多く立地



【利用者と使い方の例】

- ・地域住民の日常的な憩いや散歩
- ・地域住民の交流 など

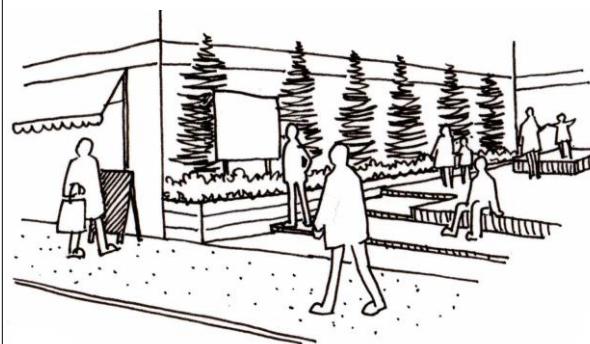
オフィスが多く立地



【利用者と使い方の例】

- ・オフィスワーカーの休憩や昼食利用
- ・快適な通勤環境の提供 など

商店が多く立地



【利用者と使い方の例】

- ・買物客の休憩利用
- ・路面店によるにぎわいの創出 など

ホテルが多く立地

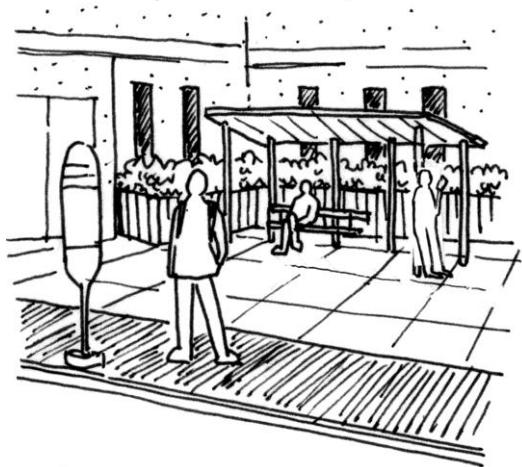


【利用者と使い方の例】

- ・荷物を持った人の移動や休憩利用
- ・来街者にとってのわかりやすさ など

<特徴的な公共公益施設や地域資源の把握とオープンスペース利用イメージの例>

バス停が近くに位置



【使い方の例】

- ・バス待合スペースの確保 など

不特定多数が利用する公共施設が近くに立地



【使い方の例】

- ・公共施設への快適な歩行者動線の確保（歩行空間・通り抜けを想定）
- ・待ち合わせスペースの確保 など

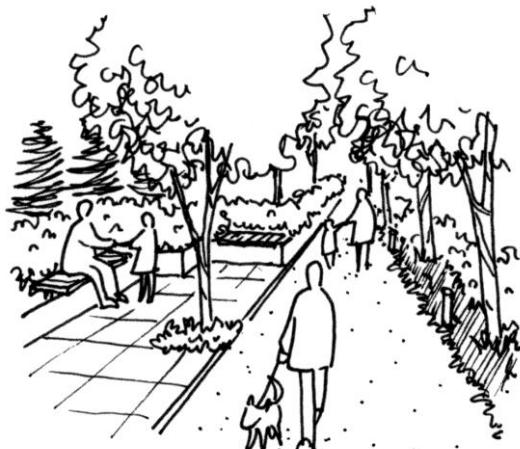
地域の観光や景観資源が近接して位置



【使い方の例】

- ・観光・景観資源の視点場
- ・資源と景観上調和した空間の創出 など

並木・緑道と隣接



【使い方の例】

- ・並木や緑道と一体的な緑地空間の創出 など

この他、学校や福祉施設、子育て支援施設など、特定の利用者層が想定できる施設が近接して立地する場合は、その利用者層を考慮して、使い方を検討しましょう。

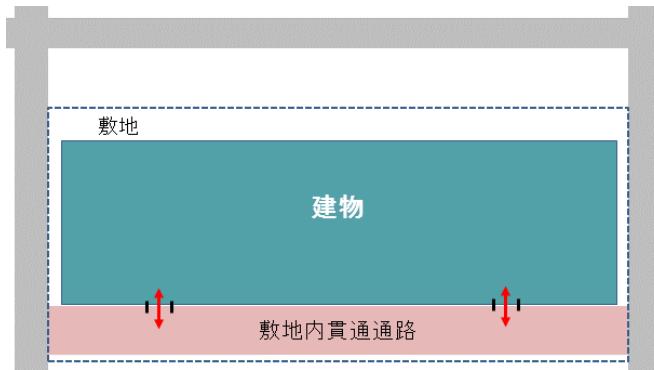
STEP 2 配置等によるオープンスペースの整備条件を明確にする

対象敷地の最寄駅からの距離、接する道路や隣接敷地の状況など、敷地の配置等に係る条件を把握し、それらを踏まえて、どんなオープンスペースを整備すべきか明確にしましょう。

<オープンスペース整備の場合分けの例>

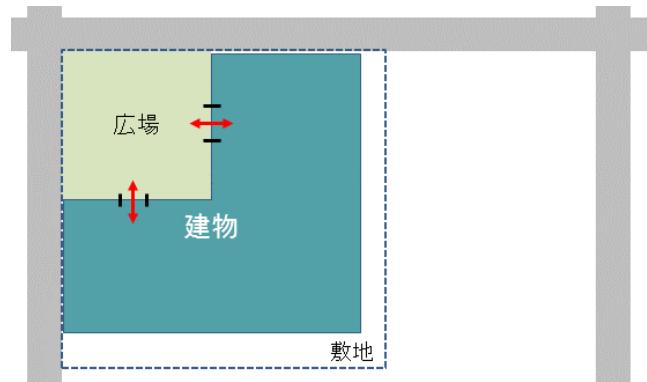
■ 2つの道路をつないで配置する場合

- 敷地が2つの道路に面している場合は、両方の通りにオープンスペースを接続させることで、通り抜け可能な通路を創出することができます。



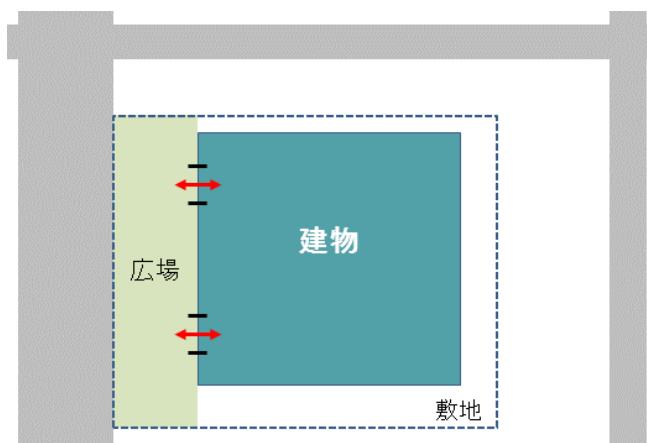
■ 交差点に面して配置する場合

- 敷地が交差点に面している場合は、敷地の角にオープンスペースを設けることで、街角に開かれた辻広場等を創出することができます。



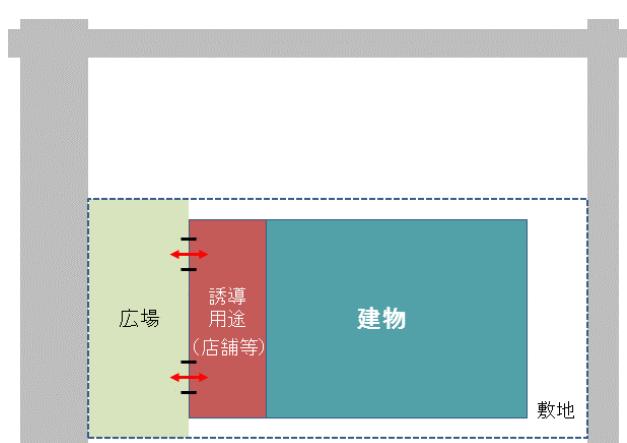
■ 主要な道路^{※3}に面して配置する場合

- 主要な道路に面する部分にオープンスペースを設けることで、楽しく歩くことのできる通りを創出することができます。



■ 誘導用途に面して配置する場合

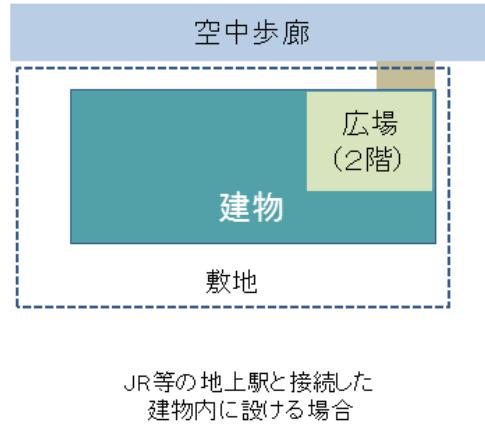
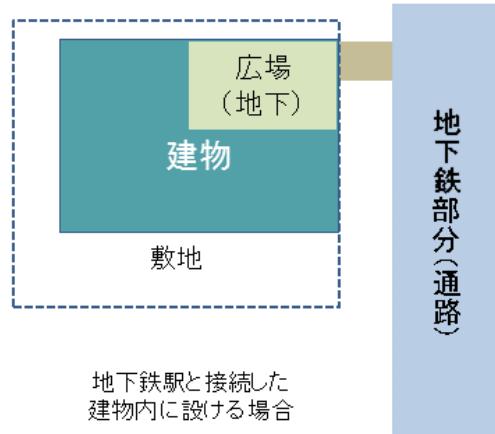
- 主要な道路に面する部分に店舗等とオープンスペースを一体的に設けることで、にぎわいの相乗効果を生むことができます。



※3 主要な道路：敷地が接する道路のうち、原則、最も幅員が広い道路のことをいう。ただし、第2次都心まちづくり計画に位置づけられた「骨格軸」や「展開軸」など、都心に関連する各種計画で位置づけがある道路や地区のにぎわいの形成に寄与する仲通等がある場合は、地区ごとの特性に応じて、接する道路ごとに判断する。

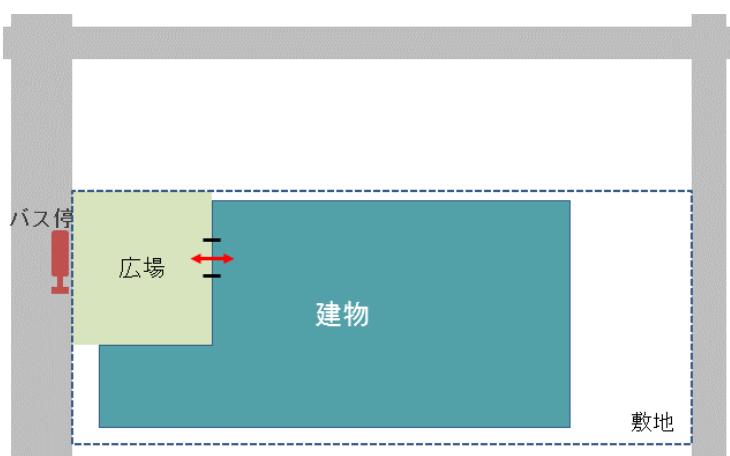
■地上と地下の歩行者空間や地下鉄駅等に接続する建物内に配置する場合

- 地上と地下の歩行者空間や地下鉄駅等との接続部分にオープンスペースを設けることで、歩行者や駅利用者等を建物内へ誘導する効果などが期待できます。



■バス停留場等に面して配置する場合

- バス停等の前にオープンスペースを配置することで、待合機能を補完する広場等を創出することができます。



STEP 3 オープンスペースの計画コンセプトを検討する

オープンスペースの種類に応じたしつらえなど、具体的なデザインの検討にあたっては、STEP 1～STEP 2で検討したオープンスペースの整備の方向性を踏まえ、利用者が快適で居心地がよいと感じられる空間となるよう検討しましょう。

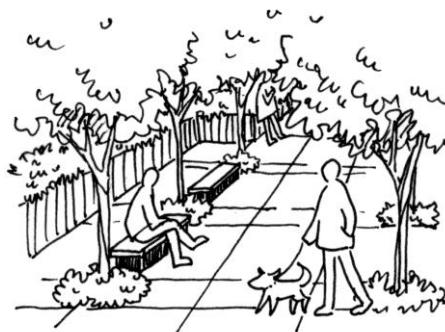
第2章以降には、オープンスペースの種類に応じた、整備の際の基準や協議を要する事項、設計のポイントを記載しています。オープンスペースの設計にあたっては、それに沿って計画してください。

＜利用者が快適で居心地がよいと感じられる空間の例＞

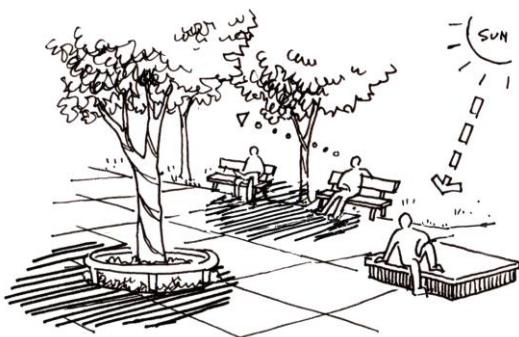
◎居心地のよい距離感を考えた空間

ヒューマンスケール※で居心地のよい広場と言われるのは 24m×24m程度の広場
また、12mでは人と人が親密な関係となる距離と言われています。

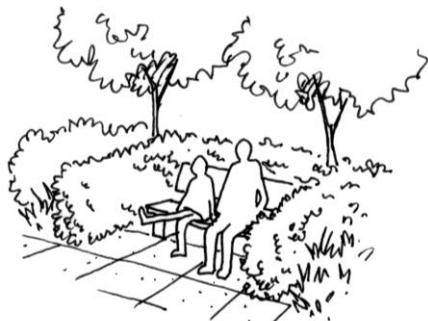
※人間の感覚や動きに適合した、
適切な空間の規模や物の大きさのこと



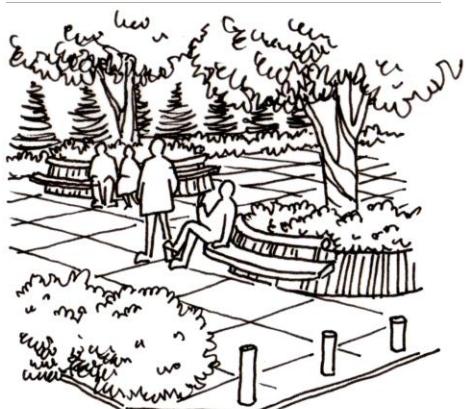
◎四季の変化や良好な天候を 楽しむことができる空間



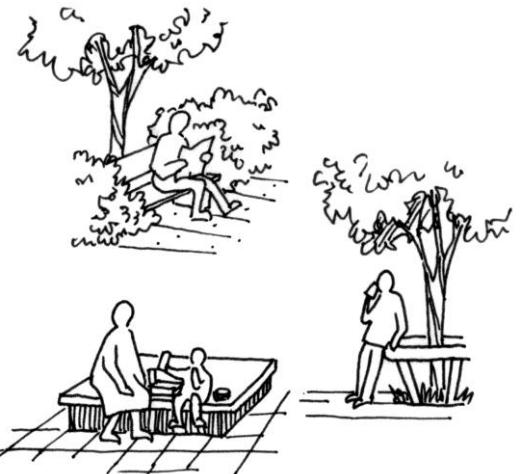
◎囲まれ感があり落ち着く空間



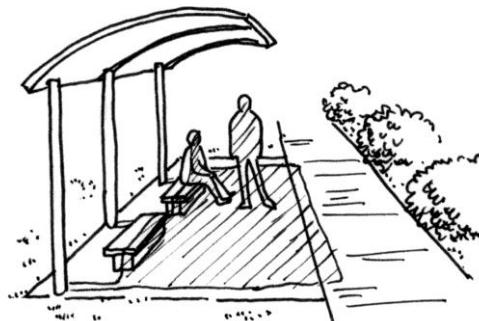
◎交通や事故などの心配がなく 守られて安全と感じられる空間



◎ゆったりと、あるいはちょっとだけ、など
シーンに応じた座る場所が用意されている空間



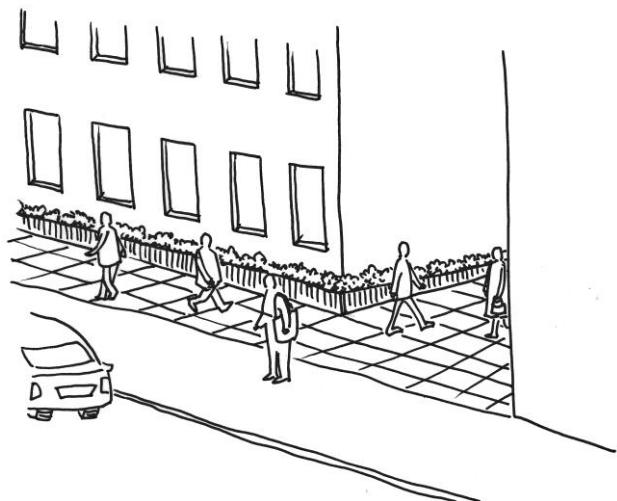
◎雨や日差し、雪などから保護してくれる空間



◎ヒューマンウォッチングを楽しめる空間



◎ゆとりをもって歩いたり
通り抜けのできる空間



STEP 4 維持管理方法を検討する

整備されたオープンスペースは、整備後も継続的に良好な空間が保たれ、活用がなされるよう、適切に維持管理を行う必要があります。以下に沿って、維持管理や活用の方法について検討しましょう。

1. 維持管理計画の策定

本ガイドラインに沿って整備されるオープンスペースについては、「第2章 4.オープンスペースの維持管理及び活用に関する基準」を踏まえ、設計段階からあらかじめ維持管理方法（管理主体と管理体制、維持管理費の調達など）について検討し、維持管理計画を策定しましょう。維持管理計画の検討の際には、日常的な利用に留まらずイベントなど一時的な利用についても検討しましょう。

2. 整備後の維持管理及び活用に関する基準

「第2章 4.オープンスペースの維持管理及び活用に関する基準」に適合するよう、整備後も維持管理等を行わなければなりません。

3. オープンスペースの整備内容の見直し

維持管理方法に関する検討を受けて、必要な機能を確保しながら、継続的に維持管理が可能なオープンスペースとするため、デザイン等を再検討することも重要です。

＜オープンスペースの活用とその効果の例＞

オープンカフェ



- 【効果例】
 •にぎわい創出
 •滞留時間の延長
 •建築用途との一体性

移動販売車



- 【効果例】
 •利便性向上
 •往来する人の増加によるにぎわい創出
 •軽飲食販売による広場利用者の増加

イベント



- 【効果例】
 •地域住民等の交流促進
 •にぎわいの創出

第2章 オープンスペースの整備・維持管理・活用に関する基準

この章では、オープンスペースを計画するにあたり、その質を高めるための整備基準等を示しています。

「1.オープンスペースの整備に関する基本的な基準」は、全てのオープンスペースが満たすべき、基本的なしつらえや安全性などの要件を示すものです。「2.オープンスペースの種類に応じた整備基準」は、オープンスペースの種類ごとに、それぞれの機能や敷地周辺の状況等に応じて満たすべき要件を示すものです。「3.オープンスペースの効果をさらに高める取組を行う場合の整備基準」は、例えば、歩道状空地であれば、季節や天候を問わず快適に移動できる歩行空間を創出するために屋根を設けるなど、オープンスペースの種類に応じて、オープンスペース創出の効果をさらに高める取組を行う場合に、満たすべき要件を示すものです。「4.オープンスペースの維持管理及び活用に関する基準」は、整備後のオープンスペースが有効に使われ続けるよう、維持管理及び活用の要件を示すものです。

また、本ガイドラインで示す整備基準等は、以下のとおりです。

- 整備基準 : 容積率の緩和などを受ける際には、必ず満たさなければならない基準となるものです。（「4.オープンスペースの維持管理及び活用に関する基準」の維持管理基準についても同様です。）
- 協議事項 : 容積率の緩和などを受ける際には、オープンスペースの利活用を見据えて、本市と事業者との間であらかじめ協議を行う項目です。
なお、整備基準を満たした上で協議事項を満たすことにより、さらなる容積率の緩和を受けることができます。
- 設計のポイント : オープンスペースの機能や魅力を高めるための手法や留意事項で、整備基準や協議事項に掲げた項目についての考え方なども示しています。
- コラム : 広場レイアウト等のポイント検討のために国土交通省が以下のとおり行った、実証実験から得られた知見を示しています。

実証実験の概要・目的

期間：平成27年10月15日（木）～平成27年10月21日（水）
(うち平日の日中6時間×5日間)
場所：富山県富山市総曲輪三丁目8番39号「グランドプラザ」
実験内容：広場内の座席、植栽の配置パターンを変更させることによる、広場利用者の利用（滞留・歩行）状況の変化を確認
調査手法：①スタティック・ログ（滞留行動の定点観測調査）
②トレース（移動軌跡の追跡調査）
③ゲートカウント（周辺歩行者通行量分布のサンプリング調査）

実験結果（概要）

- ①滞留者の観測数：
滞留者 約2,200人
(5日間・各日6時間（計30時間）の滞留者数)
②移動軌跡の観測数：
約910サンプル（人）



<整備基準等の適用範囲>

凡例

■：整備基準

■：協議事項

■：設計のポイント

1. オープンスペースの整備に関する基本的な基準

……全てのオープンスペースに適用します

2. オープンスペースの種類に応じた整備基準

……オープンスペースの種類に応じて適用します

- (1) 歩道状空地
- (2) 敷地内貫通通路
- (3) 滞留のための広場

**3. オープンスペースの効果をさらに高める取組を行う場合の整備基準**

……オープンスペースの種類に応じて適用します

- (1) 誘導用途（下表参照）と一体的に機能するオープンスペースの整備
- (2) 屋外の屋根で覆われたオープンスペースの整備
- (3) 屋内のオープンスペースの整備
- (4) バスなどの待合機能を備えたオープンスペースの整備

**4. オープンスペースの維持管理及び活用に関する基準**

……全てのオープンスペースに適用します

表：誘導用途（都心のにぎわいを創出する機能）

用 途	概 要
商業施設	飲食店
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
	サービス業を営む店舗
	展示場
その他	地区ごとの特性に応じて市長が必要と認めたもの

1. オープンスペースの整備に関する基本的な基準

以下に示す整備基準等は、オープンスペースの種類にかかわらず、全てのオープンスペースに適用するものです。

a オープンスペース周りのしつらえ

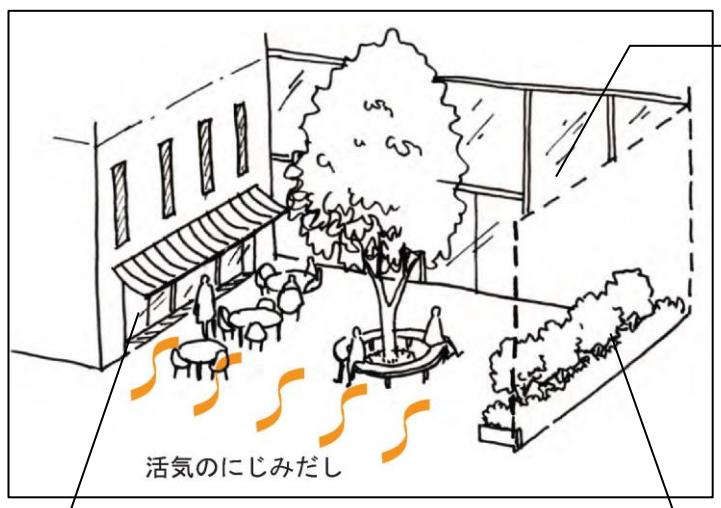
整備基準

- ・ 道路に面する部分は、沿道のにぎわいを分断させないなど、面する道路ごとの特性や敷地周辺の状況、第2次都心まちづくり計画に位置づけられた地区ごとのまちづくりの方向性等を踏まえたしつらえとしてください。
- ・ 駐車場、車路、機械設備、ごみステーション、派手な自動販売機などについては、利用者の居心地を損ねないよう、直接オープンスペースに面する配置計画としないか、オープンスペースに面して配置する場合は、扉や屋根を設けるなど修景してください。
- ・ 駐車場や駐輪場としてオープンスペースが利用されてしまうことを防ぐため、ベンチや植栽の配置を工夫し、車両の出入りが行えない仕様にするなど、整備後にも本来のオープンスペースの機能が維持されるよう、あらかじめ考慮したしつらえとしてください。

協議事項

- ・ オープンスペースに面する建物は、物販店舗や飲食店（カフェ等）を配置し、ガラスファサードなど魅力のあるファサードにしたり、壁面のデザインを工夫するなど、オープンスペースに人を呼び込む仕掛けづくりを行ってください。
- ・ 建物1階の主要な道路に面する部分には、住室又は住戸を設けないでください。なお、隅切り部も主要な道路に面する部分とみなします。

設計のポイント



◆オープンスペースの機能を高める用途

カフェ等をオープンスペース側に開いて設けることは、オープンスペースの魅力向上のためにとても有効です。

◆ガラスファサードの効果

ショーウィンドウ等により壁面が演出されており、開口部から建物内部の様子が見えるなど、ガラスファサードはオープンスペースの魅力を高めます。ただし、プライバシーの観点から、ガラスを挟んで建物内外の人が近づき過ぎないようにする配慮が必要です。

◆植栽による修景

やむを得ず、駐車場などの居心地を損ねるものをオープンスペースに面して設ける場合には、目隠しとなる植栽を設けるなどの工夫により、修景しましょう。

◆夜間におけるショーウィンドウの効果

ガラスファサードのショーウィンドウは、夜間でもオープンスペースを明るく照らす効果があり、場の演出だけでなく防犯上の観点からも有効です。



◆人を呼び込む仕掛けづくり

オープンスペースに面する建物の部分が、やむを得ず開口のない壁面となるなど、閉鎖的な印象になってしまふ場合には、壁面のデザインの工夫等により、居心地のよい空間を創出しましょう。

例えば、アートや植栽による壁面の演出が有効です。

◆ごみステーションの留意点

オープンスペースに面してごみステーションを設ける場合は、扉や屋根を設けるなど修景を図り、周辺環境に配慮して適切な措置を行いましょう。

◆防犯上の効果

にぎわいを創出する用途をオープンスペースに面して配置することで、人目を確保できることから、防犯効果も期待できます。



透明感のあるファサードで
オープンカフェが設けられている例

コラム 『広場レイアウトのポイント』

◆オープンスペースに面する部分のアクティビティ

国土交通省が実施した実証実験の結果から、「テイクアウト可能な飲食店の近くは、よく利用される空間となる」ということが分かりました。

カテゴリー

知見

アクティビティ との関係

テイクアウト可能な飲食店舗からの距離に
応じて、テーブルの利用度合が変化する

分析指標

平均テーブル 利用率

※平均テーブル利用率：

ある時刻におけるエリア内の全テーブル数に対する利用中テーブルの割合の、調査時間帯での平均値。(テーブル周りのイスに1人でも利用者がいた場合、そのテーブルを利用中として算入)

テイクアウト可能な飲食店舗から近いか、遠いかで、エリア毎の平均テーブル利用率を比較

テイクアウト可能な飲食店舗に近いほど、

- ・テーブル利用率が高い。
- ・滞留時間は長い。

→ テイクアウト可能な飲食店舗の近くは、飲食などをしながら、ゆっくりと滞留する場所となつてている。

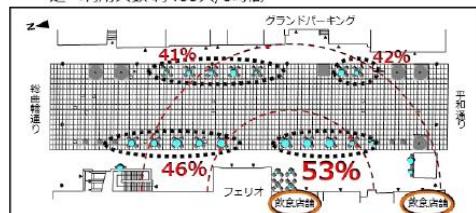


テイクアウト可能な飲食店舗 →
テーブル利用率 (調査日1)



テイクアウト可能な飲食店舗 →
テーブル利用率 (調査日2)

延べ利用人数 約485人/6時間



延べ利用人数 約568人/6時間



「テイクアウト可能な飲食店舗からの距離」と「テーブル利用率」との関係

出典：広場づくりの手引き案（国総研）

b オープンスペースの配置等

整備基準

- 連続的に歩行空間や滞留空間が創出されるよう、敷地周辺の特性に応じて、既存のオープンスペースと幅や配置、しつらえを合わせるなど、敷地周辺の既存のオープンスペースとの調和と一体化を行ってください。
- 車両動線については、オープンスペースを分断しない計画とするか、分断が生じる計画であっても車両出入口を集約するなど、必要最小限の範囲としてください。

協議事項

- 天候に左右されない居心地のよいオープンスペース拡充のため、特に屋内や屋根で覆われたオープンスペースの連続化に努めましょう。

c 工作物の設置

整備基準

- オープンスペースの魅力や機能の向上に寄与しない工作物は、原則としてオープンスペース内に設けないでください（例：派手な自動販売機、さらされたごみステーションなど）。

協議事項

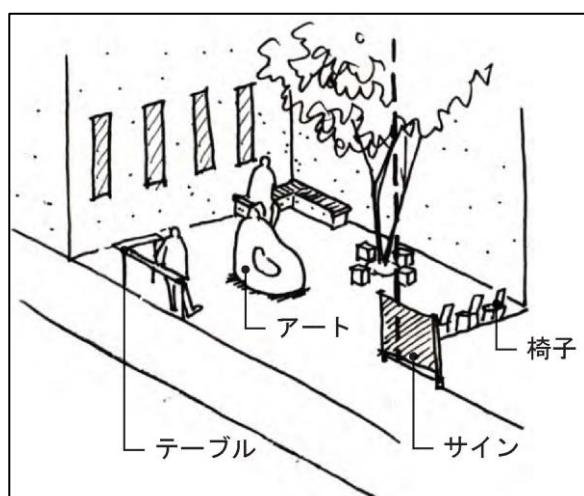
- 工作物をオープンスペース内に設置する場合には、デザインの質が高く、配置も含めて、魅力や機能の向上に寄与するものとしてください。
- 広告・看板等を設置する場合は、建物のデザインや街並みへの影響を考慮するとともに、できる限り集約化を図ってください。

設計のポイント

◆工作物や植栽の効果的な配置

オープンスペースの魅力や機能の向上に寄与する工作物等は、植栽、ベンチ、テーブル、照明、サイン、彫刻等のアートなど多様に考えられます。

オープンスペースの種類や想定される使われ方を踏まえて、より居心地のよい空間となるよう、どのような工作物等を設けるのがよいか検討しましょう。また、設ける際には、より良い配置を考えましょう。



◎参考例

【工作物等のデザイン】

ポイント：人を惹きつける見た目の楽しさ、滞留空間全体のデザインとの調和、複数の機能を組み合わせたデザイン



植栽や椅子と一緒にしたサイン



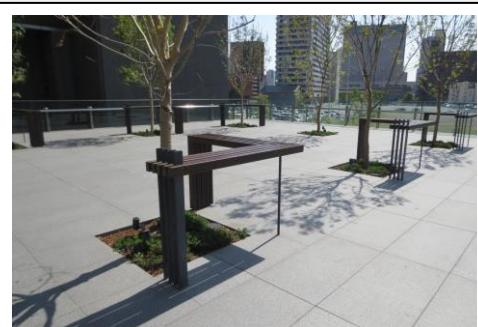
植栽やサインによる障害物の目隠し



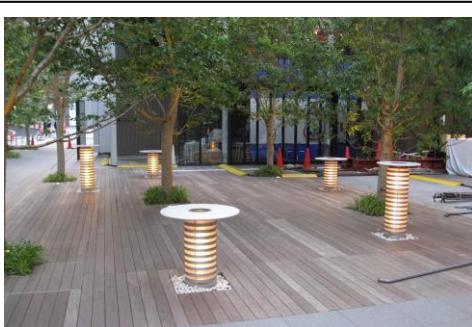
隣地を修景する壁面緑化やサイン



椅子やテーブル、植栽と一緒にした場



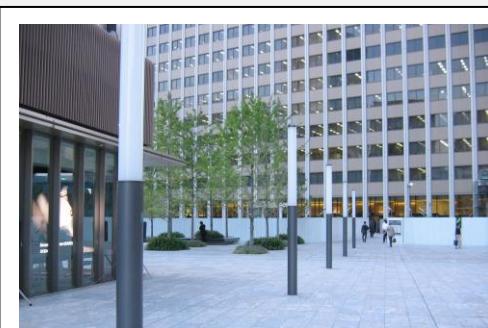
小休憩できるカウンター



テーブルと一緒にした照明や緑陰の場



椅子と一緒にした照明デザイン



リズムや方向性をつくる照明計画

d オープンスペース標示サイン

整備基準

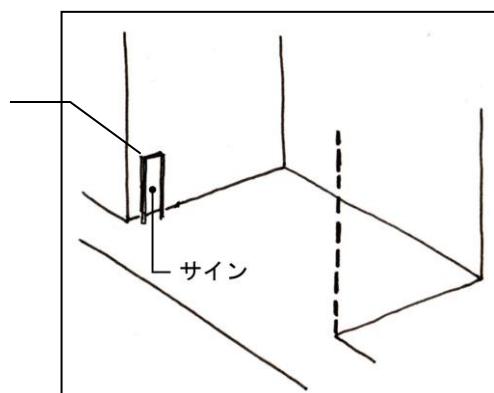
- ・ オープンスペースは建物利用者に限らず、誰もが利用できるものであることをわかりやすく伝え、オープンスペース内に人を誘導するため、右に示すマークと“誰でも利用可能な旨”を表示したオープンスペース標示サイン（以下「サイン」という。）を見やすい位置に設置してください。ただし、歩道状空地を整備する場合は除きます。なお、サインは、他の法令等に基づき設置する標示板等と併用することができます。
- ・ サインについては、オープンスペースのマークが見やすいものとし、建築物やオープンスペースのデザインと調和した質の高いものとしてください。
- ・ 標示板の素材は、ステンレス板や銅板など、経年変化に強いものとしてください。
- ・ サインが空間を独占しないよう適切な大きさ・表示内容としてください。
- ・ 歩行空間や滞留空間の機能を妨げない位置に設けてください。
- ・ オープンスペースのマークの色彩は、「札幌の景観色70色」の中から、『三角山（さんかくやま）』近似色としてください。



協議事項

- ・ 多くの人に情報が正確に伝わるよう、カラーユニバーサルデザインの観点から、サインの表示は誰にでも分かりやすい配色にしましょう。
- ・ サインは、極端に華美な印象とならないよう、動光を伴う標示は避けるようにしましょう。

設計のポイント



◆マークの重要性

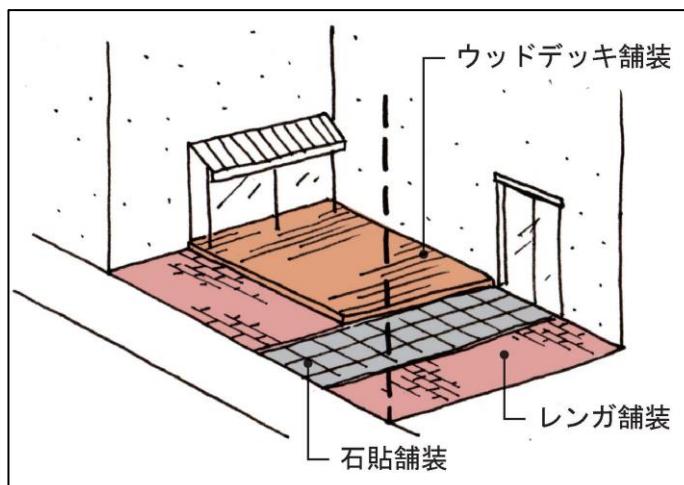
本ガイドラインに沿って整備されたオープンスペースの近くにいる歩行者に、そのオープンスペースは誰でも使える場であることを認識してもらうことが、オープンスペースの利用を向上させることにつながります。

e 色・素材等

協議事項

- ・オープンスペースと敷地内の建物、工作物等とが一体的なデザインとなるよう配慮してください。
- ・オープンスペース内で使う色や素材の種類があまり多くならないように配慮し、アクセントとなる色は面積を抑えた効果的な使い方をするなど、まとまりのあるデザインとしてください。
- ・オープンスペースを構成する素材は、使われ方を想定し、慎重に選定してください。舗装であれば歩きやすさ、椅子等のファニチャーは人が触れるものであることを考慮しましょう。

設計のポイント



◆メリハリのある色・素材

アースカラーをベースに、アクセントとなる色や素材を組み合わせることで、メリハリのある空間づくりが行えます。

◆地域特性に応じた素材

レンガや札幌軟石などの地域産材を活用しましょう。地域ならではの素材を取り入れると、地域住民からの愛着が得られたり、地域らしい景観の形成につながります。

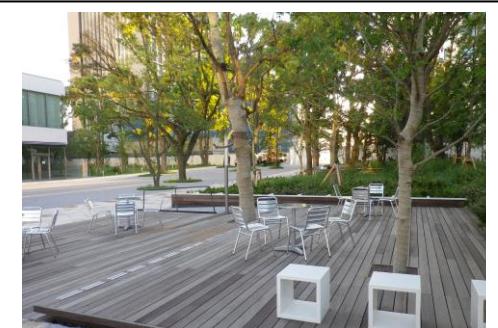
◆舗装材の留意点

真っ白なタイルなど照り返しの強い色や素材を避け、雨や雪などで濡れた場合でも、歩きやすいよう、滑りにくい素材を使用しましょう。

◎参考例

【舗装デザイン】

ポイント：境界のデザイン、歩きやすさ、親しみやすさ、色や素材、地域産材の活用など



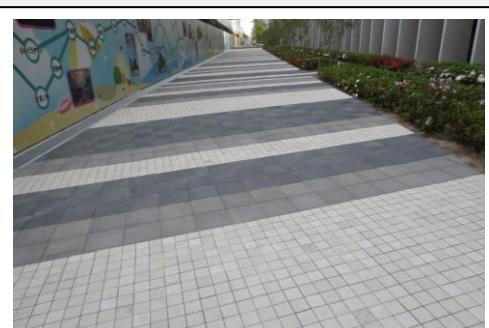
温かみのあるデッキ舗装



領域感と素材感を現す石貼舗装



舗装の色で境界を明示



歩行空間にリズムをつくるパターン

f 安心・安全

整備基準

- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、平坦な通路の確保や段差を解消するためのスロープの設置など、誰もが安心かつ快適に利用できるものとしてください。

協議事項

- オープンスペースが利用される時間帯を考慮し、誰もが安心して利用できるオープンスペースとなるよう、見通しや人目、自然光や照明による明るさの確保など、利用者の安心・安全に配慮したしつらえとしてください。

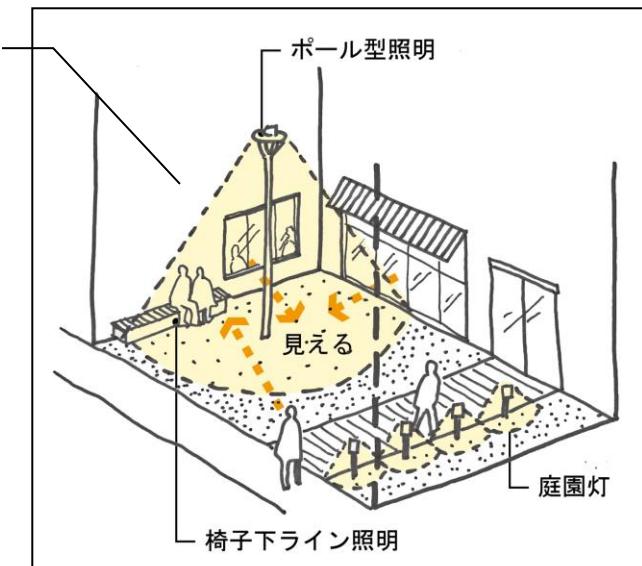
設計のポイント

◆人目の確保

にぎわいを創出する用途を配置するなど、オープンスペース内外に人目を増やすよう配慮しましょう。オープンスペースの周囲に配置する用途を多様化すれば、昼夜にわたり人目を確保することができます。

◆照明による演出

オープンスペースの種類に適した採光や照明の確保により、昼夜問わず明るく安心感のある空間を創出できます。夜間のライトアップや建物から漏れる灯りで演出するのも効果的です。



◆見通しを阻害しない植栽

見通しが確保されるように植栽を設ける場合には、低木は人の目線よりも低い高さ、高木は樹冠が目線よりも高い樹種を選定しましょう。剪定など計画的な管理も重要です。



◆死角の無い空間づくり

見通しが良く、死角のない空間とするためには、道路などからオープンスペース内が見渡せるようにしましょう。

◆道路沿い部分のしつらえ

オープンスペースのうち道路沿いの部分には、見通しを阻害するような物理的な障害を設けないようにしましょう。

◆ユニバーサルデザインの視点

段差の明示やスロープの設置、舗装材には滑りやすいものを使用しない等、あらかじめ誰にでも優しいデザインとすることが大切です。

g 雪対策

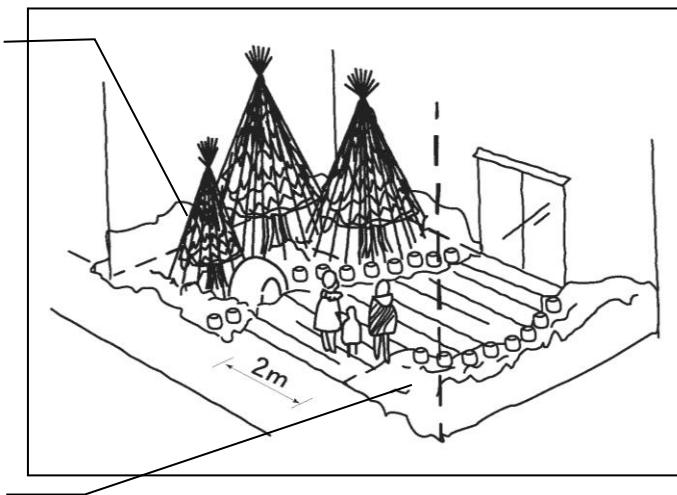
整備基準

- ・オープンスペースを屋外に設ける場合は、吹き溜まりや落雪がないよう、建物の出入口周辺や歩道と建物とを結ぶアプローチ部分などの人人が歩く部分に、ロードヒーティングや屋根を設けるなど、冬期間も安全に通行できるような対策をしてください。
- ・冬期間も人が通行できるようにしつらえる幅は、原則 2.0m以上としてください。

設計のポイント

◆冬の快適性

雪の美しさを見せる仕掛けを検討するなど、積雪寒冷地である特色を生かしましょう。



◆落雪への対策

屋根や庇に溜まった雪がオープンスペース内に落ちると危険です。落雪スペースの確保や、人が歩くところに雪庇が出来ない構造など、落雪の危険防止のための措置を行いましょう。

◆雪堆積の留意点

道路際に雪を堆積して、見通しや歩行環境等の悪化を引き起こさないようにしましょう。

◆誰もが通行しやすい幅員の除雪・融雪

冬期間も人が通行できるよう確保する最低幅員 2.0mは、人と人がすれ違うことのできる幅を想定しています。

h 植栽

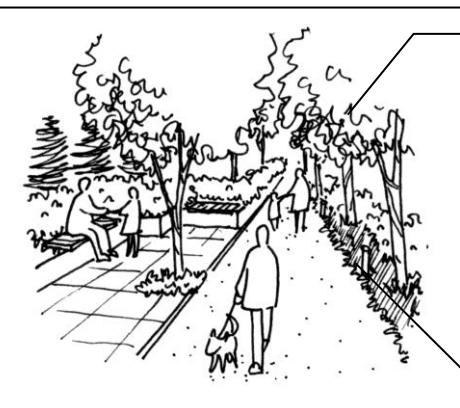
整備基準

- 敷地内の緑化計画については、植栽をオープンスペースの中やオープンスペースに面する部分へ配置するなど、人々の目に触れるような配置としてください。
- オープンスペースに植栽を設ける場合には、オープンスペースの種類に応じて、四季が感じられる樹種の選定や緑陰を生み出す植栽の配置など、質や魅力を高めるような種類やレイアウトを計画してください。

協議事項

- 将来にわたって植栽が維持されるよう、環境の特性を把握したうえで、植栽位置、樹種の選定、植栽間隔・密度、植栽基盤の改良などに配慮した緑化計画としてください。また、樹種に応じて将来の成長を見越した計画としましょう。

設計のポイント



◆状況に応じた樹種の選定

オープンスペースの見通しを確保しながら樹木を植栽するためには、見通しを遮る低い位置に下枝がない樹種や、枝や葉が密集しない樹種を選定しましょう。

一方で、目隠しとして植栽を設けたい場合には、下枝が張り、密な枝葉の樹種を選ぶと効果的です。



◆季節感や彩りの視点

花や果実のなる樹種や、多様な色彩や香りの良い植栽により、季節の変化を感じたり、空間に自然な彩りが加わります。花の種類を選ぶ際には、一年草と宿根草を組み合わせることにより、季節の変化により彩りにも多様性が生まれます。



樹木のある敷地内貫通通路

◆既存のみどりとの連続

敷地の周囲にまとまりのある緑地等がある場合には、それらと連続的に見える配置などを工夫しましょう。

◆グリーンインフラの取組

環境配慮型の社会基盤整備の手法であるグリーンインフラの考え方に基づき、自然の力を利用した維持管理を想定した植栽基盤の整備（例：植栽枠の地盤を低くするとともに、雨水の浸透性を高める碎石層を設けた花壇とする等）を行うことは、環境配慮につながります。

◆立体感のある植栽デザイン

高さや樹形の異なる樹木、地被類などを組み合わせると、みどりに立体感が生まれ、人々の目に入るみどりの量（緑視量）を増加させることができます。



◆植栽樹のデザインの工夫

植栽樹の立上りの高さを50cm程度に抑え、腰掛などの他の機能と一緒にとして活用できるようにするなど、工作物を効率よく利用することで、空間にゆとりが生まれます。地盤の傾斜を活用した植栽樹のデザインも有効です。



◆空間活用に留意した植栽デザイン

透水性を備えた舗装材やツリーサークル等を使用した上で歩行の妨げとなる高さに枝のない高木を配置したり、自由に入ることのできる芝生を設けることなどにより、敷地内の空間を効率良く活用して植栽を増やすことができます。



緑化の留意点と参考となる事例

はじめに 一緑化を行う皆様へのお願い
「札幌市緑の保全と創発する条例」では、緑収時点での緑化の割合などを定めていますが、植えた樹木が美しい良好に保たれていくために、適切な植樹の選択や、育成空間の確保などがポイントです。

この冊子に、札幌でこれまで実施事例の中から美観や効果が優れていると思われるものをご紹介します。

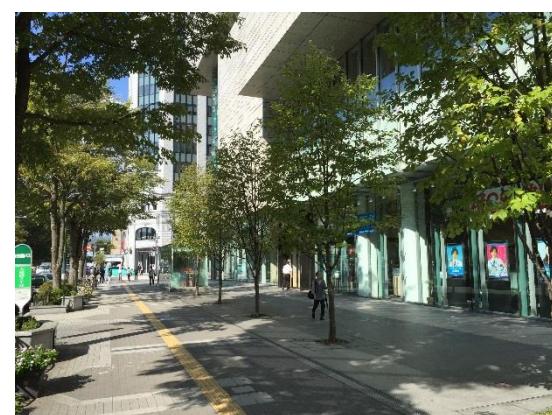
皆様の計画に参考資料としてお読みいただければ幸いです。



～ 目次 ～	
はじめに 一緑化を行う皆様へのお願い p1
I 緑保全と創発する条例の概要 p2
条例の内容とその目的	
2 緑度の概要	
II 緑化の留意点と参考のポイント p3～p10
1 緑化計画の留意点	
2 植栽配置の位置	
3 植栽配置及び密度	
4 配植計画	
5 植栽配置と改良	
III 優良事例の紹介（用途別） p11～p14
1 事務所・商業ビル	
2 店舗・保育園	
3 病院・クリニック	
4 共同住宅	
IV 「さつまち心みどりのまちづくり助成制度」の紹介 p15
1 「さつまち心みどりのまちづくり助成制度」の概要	
2 実施事業のご紹介	
最後に 一緑化をめざす環境の形成を目指して p16

◆植栽の健全な成長と維持管理

植栽が良好に保たれ、将来にわたって維持できるよう、緑化計画の際には、本市作成の「緑化の留意点と参考となる事例」を参考にしてください。

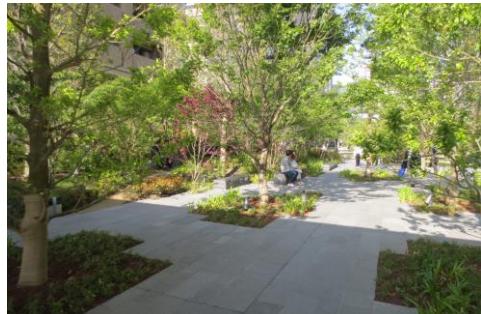


樹木のある歩道状空地

◎参考例

【植栽デザイン】

ポイント：快適な緑陰と見通しの良さを確保する滞留空間、多様な植栽による明るく潤いある空間、壁面緑化や立体感のあるみどりによる緑視量の向上



十分な緑量の確保



見通しの良い緑陰空間づくり



バランスの良い高木植栽の配置



壁面緑化と一体となった緑視量の向上



季節感ある立体的な緑の配植



椅子と一緒にした緑のボリュームづくり

i 利用・滞留を促すソフトの取組

協議事項

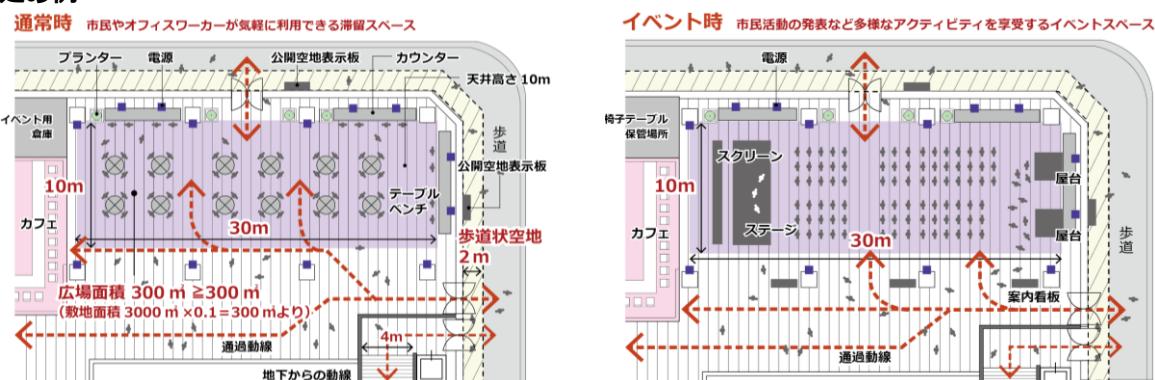
- 誰もが快適にオープンスペースを利用できる状態を保つため、清掃や修繕などが適切に行われるよう、維持管理体制を構築してください。
- 利用者を限定せずに不特定多数の人にオープンスペースを利用してもらうため、オープンスペースの運営についてのルールを策定するなど、オープンスペースの利活用を促す仕組みづくりを行ってください。
- オープンスペースの種類に応じて、その機能を一定程度確保した上で、オープンスペースを積極的に利活用できるよう、設計段階からオープンスペースの多面的な利活用方法の想定を行ってください。例えば、日常的な利用に留まらず、イベント実施等の一時的な利用についても考慮して、利用者の動線や椅子・植栽の配置等を想定してください。

設計のポイント

◆利活用方法の想定

設計段階から通常利用はもとより、イベント実施等によるオープンスペースの利活用方法を想定しておくことで、オープンスペースのにぎわい創出につながります。

想定の例



◆イベント実施等による活用

オープンスペースの多面的な利用や活用を促す、イベントなどのソフト事業の実施は、オープンスペースの魅力を高めることにつながります。



夏のイベント実施の例
(フラワーカーペットによるにぎわいづくり)



冬のイベント実施の例
(スノーキャンドルによるにぎわいづくり)

2. オープンスペースの種類に応じた整備基準

以下に示す整備基準等は、前頁までに示した基本的な基準に加えて、整備を行うオープンスペースの種類に応じて適用するものです。

(1) 歩道状空地

以下に示す整備基準等の他、歩道状空地創出の効果をさらに高める取組の整備基準等については、42頁から45頁に示します。

a 基本要件

にぎわいやみどりを感じながら安心して歩くことができる、ゆとりある快適な歩行空間を創出するため、道路沿いに計画するものであること。

b 形状・規模等

整備基準

- 歩道と一体的に通行が可能なものとして、道路に沿って設けてください。なお、当該歩道状空地は、敷地の道路に接する部分の全長にわたって整備するものとしてください。ただし、接する歩道の整備状況や歩行者の交通量などを考慮して、歩行の用に供する部分が十分に確保できると認められる場合には、この限りではありません。
- 歩道状空地の幅は、隣接する歩道等の状況に照らして歩行環境の向上に必要な幅としてください。なお、必要となる歩道状空地の幅は、歩道と合わせた歩行空間の幅員が、下に示す「札幌市歩道施工ガイドライン」の歩道又は自歩道の最低幅員に定める数値以上となるように設定してください。この場合、植樹帯等の部分を除いた主に歩行の用に供する部分（有効幅員）を歩行空間と考えます。
- 歩道状空地の内、上記の最低幅員に含まれる部分には原則、工作物を設置せず、主に歩行の用に供する部分として確保してください。
- 冬期間も歩行空間としての機能が維持できるように、しつらえてください。
- 歩道と一体的な歩道状空地とするため、歩道との段差は設けないでください。

＜札幌市歩道施工ガイドライン【歩道幅員】＞（抜粋）

設置区間 種別	歩道の幅員（m）		自歩道の幅員（m） ※4
	最低幅員	最低幅員	
歩行者の交通量が多い道路 ※5	3.5	4.0	
その他の道路	2.0	3.0	

※4 自歩道：歩行者と少数の自転車が混在して通行する道路（自転車歩行者道）をいう。

※5 歩行者の交通量が多い道路：500～600人／日以上を目安とする道路をいう。

協議事項

- 歩行空間が、にぎわいやみどりを感じる快適な空間となるために必要な場合には、必要な幅を上記の歩行空間に加えて設けましょう。なお、歩道状空地を活用して、一時占用的な利用を行う場合には、主に歩行の用に供する部分を除いた部分で行うこととしてください。

- にぎわいやみどりを感じる快適な歩行空間創出のため、歩行空間の最低幅員に加えて設ける空地の幅は、主要な道路及び歩行者交通量が多い道路（札幌市歩道施工ガイドライン参照）においては1.5m、その他の道路では0.5mを目安としてください。
- 歩道状空地のうち、主に歩行の用に供する部分を除いた部分を整備する場合は、空間の質を高めるための樹木やベンチ、アートを配置するなど、歩行空間の質を向上させるよう、しつらえを工夫してください。

設計のポイント

◆ベンチや植栽等の効果

快適な歩行空間の創出のために設ける休息のためのベンチや、空間にうるおいを与える植栽などは、歩行空間の質を向上させることができます。

◆バリアフリーの観点

滑りにくい舗装や、緩やかな勾配（縦断方向5%以下、横断方向2%以下）とすることにより、歩行者や車いすを利用する方などが安全かつ円滑に通行することができます。



歩道と一体的な歩道状空地と建物・植栽の関係の例

◆一時占有的な利用

十分な歩行空間を確保した上で、歩道状空地を活用して一時的なカフェスペースを設けるなど、ゆとりをもって整備された歩道状空地の有効活用を行うことにより、にぎわいやみどりを感じる快適な歩行空間の創出につながります。

(2) 敷地内貫通通路

以下に示す整備基準等の他、敷地内貫通通路創出の効果をさらに高める取組の整備基準等については、42頁から47頁に示します。

a 基本要件

にぎわいやみどりを感じながら、快適に敷地内を通り抜けできる歩行空間を創出するため
に計画するものであること。

b 形状・規模等

整備基準

- 敷地を貫通して道路、公園、オープンスペース等を相互に有効に連絡し、歩行者が自由に、かつ、快適に通り抜けできるものとしてください。
- 敷地内貫通通路（以下「通路」という。）の幅員は、有効幅員2.0mを最低限設けた上で、当該通路が接する部分や周辺建物立地状況に照らして、歩行環境の向上に必要な幅としてください。
- 舗装材や誘導サインなどにより、公共的な通路であることが容易に認識できるしつらえとしてください。
- 端から端を見通すことができる通路としてください。
- 原則として道路、公園、オープンスペース等との段差や通路内における段差は設けないでください。ただし、通路の機能を一定程度確保した上で、さらに通路の魅力向上に資すると認められる場合には、この限りではありません。
- 通路の内、有効幅員2.0mの部分には原則、工作物を設置せず、主に歩行の用に供する部分として確保してください。

協議事項

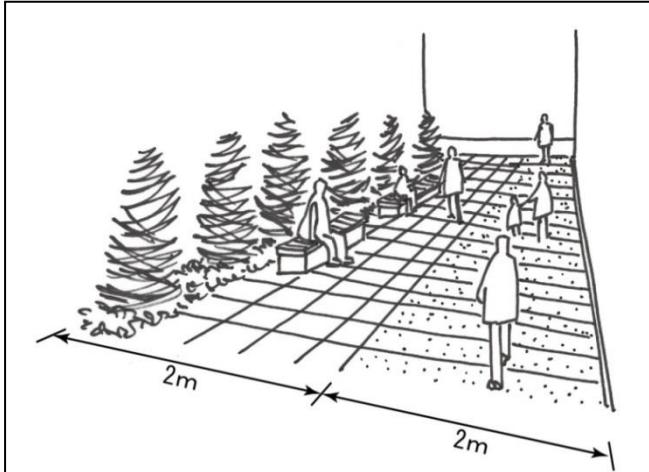
- 上記の最低幅員を満たした上で、にぎわいやみどりを感じる快適な歩行空間を創出するために必要な幅について、主に歩行の用に供する部分と併せて幅4.0mを目安に検討してください。
- 通路を活用して、一時占用的な利用を行う場合には、主に歩行の用に供する部分を除いた部分に空間の質を高めるための樹木やベンチ、アートを配置するなど、しつらえに十分留意して整備してください。

設計のポイント

◆快適な通路のしつらえ

通路のうち、歩行空間として確保する最低幅2.0mを除いた部分は、快適な通路となるよう、空間の質を高めるような樹木やベンチなどをしつらえると効果的です。

また、通路の壁面にアートを設けたり、照明による空間の演出をすること等により、歩いて楽しい空間となります。



(3) 滞留のための広場

以下に示す整備基準等の他、広場創出の効果をさらに高める取組の整備基準等については、42頁から48頁に示します。

a 基本要件

誰もが自由に座り、滞留できる質の高い多様な空間などにぎわい・交流が生まれる場を充実していくために計画するものであること。

b 形状・規模等

整備基準

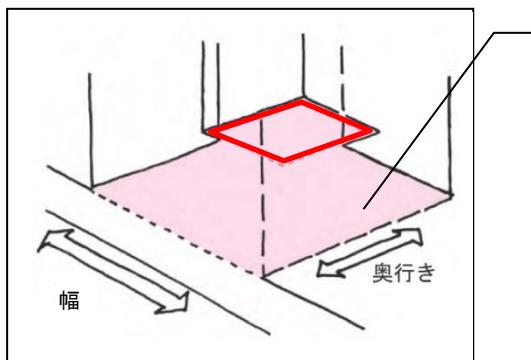
- ・屋外に設ける広場（屋上や中庭など道路に接していない部分（以下「屋上等」という。）は除く。）の場合には、原則として敷地が接する道路に広場の一辺以上が接するように計画してください。ただし、当該道路に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に接して設けるものとしてください。
- ・屋外に設ける広場（屋上等は除く。）は、最も幅員の広い道路に接して設けてください。ただし、敷地周辺の特性等を踏まえ、広場を最も幅員の広い道路に接して設けない方が、広場の機能や魅力を高める場合は、この限りではありません。
- ・屋内や屋上等に広場を設ける場合には、誘導サインなどで誰もが利用できる広場であることが容易に認識できるようにしてください。
- ・一の広場の面積は、原則として敷地面積の10%以上としてください。ただし、屋上等に設ける広場以外の広場については、通りを歩く人が気軽に立ち寄って憩える魅力的な広場にするなど、整備する広場が都心の魅力向上に資すると認められる場合には、この限りではありません。
- ・接する道路や歩道状空地（以下「道路等」という。）との境界線から2.0m以上の奥行きを確保してください。また、道路等と接する幅は4.0m以下となる部分がない形状としてください。ただし、屋内や屋上等に設ける場合における、広場の奥行きや幅は、この限りではありません。
- ・質の高い滞留空間とするため、広場の機能や形態等に応じて、十分な椅子と植栽を効果的に配置してください。
- ・道路に面する階に広場を設ける場合は、誰でも自由に利用できる広場であることが、容易に認識できるよう、人通りが多いところに広場を配置したり、門やへいなどの高さや材質に配慮するなど、視認性を確保したしつらえとしてください。
- ・道路に面する階に広場を設ける場合は、原則として、道路等との段差は設けないようにしてください。ただし、広場の機能や魅力の向上に資すると認められる場合には、この限りではありません。
- ・街区の角にある敷地に設ける広場は、原則、交差点部分に面して整備してください。
- ・交差点部分に面して広場を整備する場合は、広場の機能と魅力を高めるよう、原則として接する2面の道路の通り抜けができるようにしたり、信号待ちの際に滞留可能なスペースを設けるなど、2面の道路に接する特性を生かした形状やしつらえとしてください。
- ・屋上等に広場を設ける場合には、主要な出入口から屋上等の広場までの動線を確保するなど、誰もが自由に利用できる動線計画としてください。

- ・屋上等に広場を設ける場合には、風や雪などの自然環境による影響を考慮し、防風フェンスやロードヒーティングを設けるなど、誰もが安心かつ快適に利用できるようしつらえてください。
- ・屋上に設備機器などを設置する場合には、利用できる広場部分の安全性を確保するため、フェンスを設置するなど、広場部分と区画してください。

協議事項

- ・道路等又は敷地内貫通通路に、広場の全周の8分の1以上が接するようにしてください。ただし、屋内や屋上等に設ける場合は、この限りではありません。
- ・広場に面する部分には、原則として住室又は住戸を配置しないでください。
- ・広場を活用して、一時占用的な利用を行う場合には、オープンスペース内の工作物等をあらかじめレイアウト変更が可能なものとし、収納のための倉庫や電源設備などを備えたり、イベント等を行うためのステージを設けるなど、しつらえに十分留意して整備を行ってください。
- ・交差点部分に面して広場を整備する場合は、両方の通りに向けた顔づくりをし、街並みの表情づくりのポイントとして、街角の印象を高めるしつらえとしてください。
- ・屋上に広場を設ける場合には、屋上広場まで直接移動できるエレベーターを設置するなど、主要な出入口から屋上広場までの専用の動線を確保してください。

設計のポイント



◆心地良いと感じるスケール感

ひとまとめの滞留空間は、空間を分節するなど、利用者の利用目的を想定したスケール感を検討することで、リラックスできる居心地のよい空間となります。なお、椅子や植栽の配置により領域性を高めた囲まれた空間とするなど、適切なスケール感とすることで、ゆっくりとくつろげる空間を創出できます。

◆敷地外の機能との一体化

カフェ等の用途が隣地の1階部分に設けられている場合には、それら敷地外の部分と一体的又は連続的に機能するよう広場を設けることが広場の機能や魅力の向上につながります。

◆使われ方を想定したデザイン

休憩や会話、イベントの開催など、多様な利用を想定し、利用者が快適で心地よいと感じられる空間となるよう計画しましょう。

◆プライバシーへの配慮

広場に面する部分に、やむを得ず住室又は住戸を設ける場合には、目隠しとなる植栽を設けるなどの工夫により、プライバシーを確保しましょう。

◆工作物の効果的な配置

広場をより居心地のよい空間とするため、広場の利用者や使い方に合わせて、広場の機能や魅力を高める工作物を設置しましょう。なお、工作物を設ける場合には、広場の出入口付近への配置を控えるなど、広場への入りやすさを考慮しましょう。

◆空間構成の工夫による魅力的な空間づくり

ゆるやかに床の高さを変えたり、樹木を配置することなどにより空間を区画することや、段を設けて立体的に空間構成することにより、壁などの仕切りを設けずに魅力的な空間ができます。



通り抜けができる敷地の角部分

◆広い道路に面した配置

歩行者量が多く、幅員の広い道路に接して設けることで、多くの人が利用しやすい広場となります。

◆街区の角の活用

交差点に面した部分に設けるオープンスペースであることから、多様な活用が期待できます。例えば、信号待ちの際に滞留するスペースとして活用できます。また、庇や植栽の配置を工夫すると、雨避けや日陰が作られ、天候を問わず快適な待合空間を創出することができます。

◆見通しの向上

道路の曲がり角をあけることで、双方の道路の見通しが良くなり、街並みの印象が高まります。

コラム 『広場レイアウトのポイント』

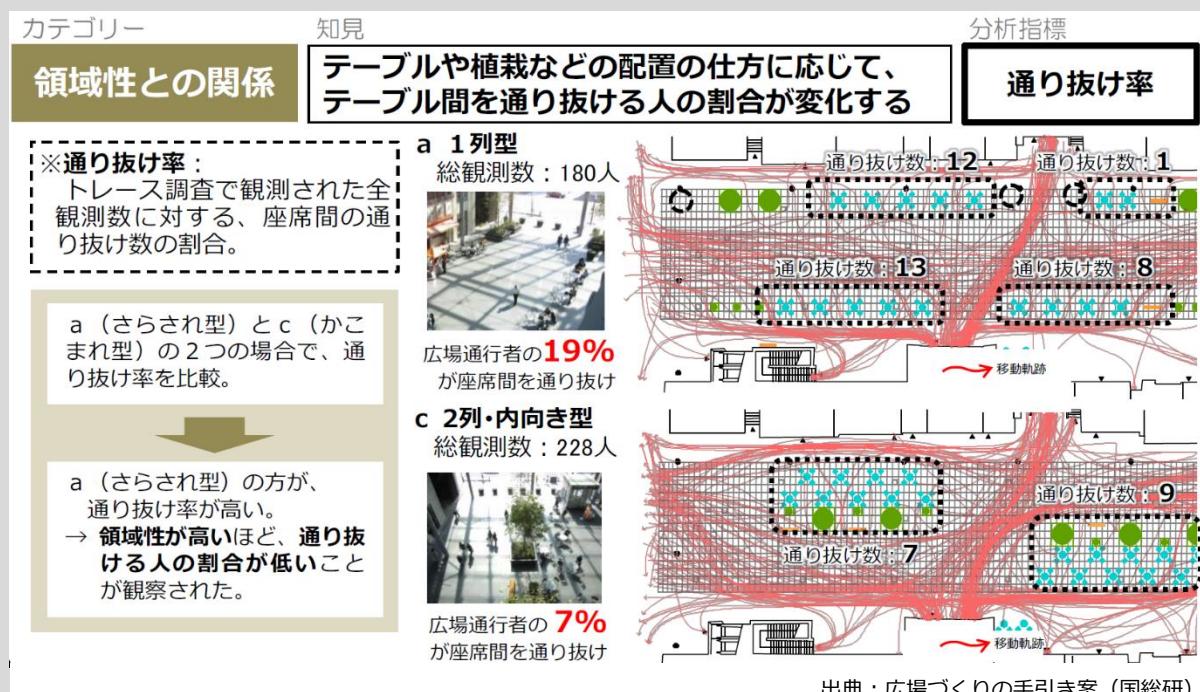
◆領域性の高い空間の効果

国土交通省が実施した実証実験から「領域性の高い囲まれた空間の方が、多く利用される」ということが分かりました。



出典：広場づくりの手引き案（国総研）

また、「領域性の高い空間の方が通り抜ける人が少なく、ゆっくりとくつろげる空間」となるということも分かりました。



出典：広場づくりの手引き案（国総研）

◆広場の出入口付近への配置の効果

「広場の出入口近くの空間は、短時間ではあるが多くの人が利用する」ということが分かりました。

カテゴリー

知見

分析指標

出入口との関係

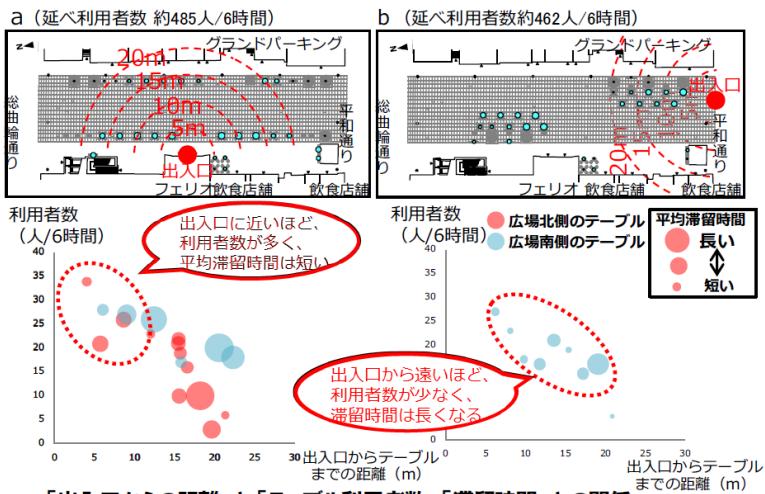
広場出入口からの距離に応じて、利用のされ方方が変化する

利用者数 平均滞留時間

広場出入口からテーブルまでの距離と、利用者数および滞留時間を比較。

出入口に近いほど、
・利用者数が多い。
・一人あたりの滞留時間は短い。
→ 出入口近くでは、買った荷物の整理等、短時間・多頻度の利用が多い。

※メインの広場出入口は、各広場出入口の中で最も人通りの多い出入口を設定。



「出入口からの距離」と「テーブル利用者数」「滞留時間」との関係

出典：広場づくりの手引き案（国総研）

c 椅子

協議事項

- ・広場の面積 6 m²当たり 1 人分のベンチ等の椅子を設置してください（1 人分当たり座面幅 60 cmを目安）。
- ・椅子の種類（デザイン）は 2 種類以上としましょう。
- ・椅子の種類は、広場の利用者や利用の目的を想定して計画してください。

設計のポイント

◆椅子のデザインの多様性

利用者の目的に応じて利用できる、様々な種類の椅子を設置することにより、滞留空間での多様な過ごし方を引き出すことができます。

◆背もたれのある椅子

椅子の種類を検討するにあたって、長時間の落ち着いた利用を促すためには、背もたれのある椅子を選ぶと効果的です。また、背中が守られることにより安心感が得られます。

◆他の機能と一体となった椅子

整然と椅子だけが設置されていると、利用者がいない時に淋しさや歓迎されていない感じを受けることがあります。植栽樹の立上りなどの他の機能と一体となった椅子のデザインにより、利用者の少ない時でも、淋しく見えないよう工夫することができます。

◆椅子の種類

椅子は、デザインや使われ方により様々な種類があり、椅子以外の機能を持った工作物について、座ることも出来るようにデザインされているものがあります。

椅子の種類の例	可動椅子（&テーブル）、スツール、ベンチ、縁台など
他の機能と一体となった椅子の例	座るためにデザインされた植栽樹の立上り、座れる段（ステップ）など



可動椅子



スツール



背もたれのあるベンチ



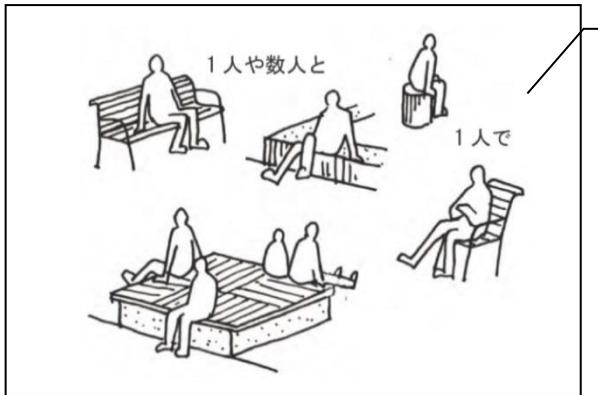
縁台



植栽樹の立上り



座れる段



◆椅子の大きさの目安

椅子の幅 :

- ・1人掛け用 幅 40 cm以上
(可動イスはテーブルとセットで配置)
- ・2人掛け以上 : 1人分当たり幅 60 cm以上

座面高さ : 40~50 cm

奥行き : 40 cm以上 (植樹脇では 50 cm以上)

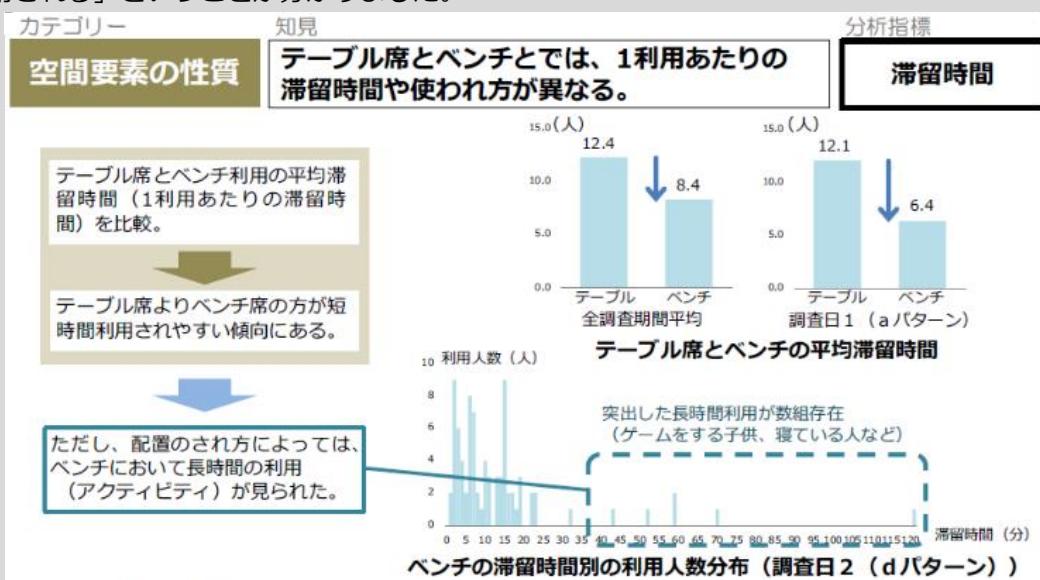
◆テーブル席設置の留意点

テーブル席は相席利用されにくいため、椅子とテーブルの数のバランスに留意しましょう。

コラム 《椅子とテーブルのバランス》

◆テーブル席の効果

国土交通省が実施した実証実験から「ベンチよりも可動椅子とセットになったテーブル席の方が長時間利用される」ということが分かりました。



◆ 様々な滞留活動の例



複数人でテーブルを囲って会話



ベンチの周りで遊ぶ子供たち



テーブルで食事をしながら読書

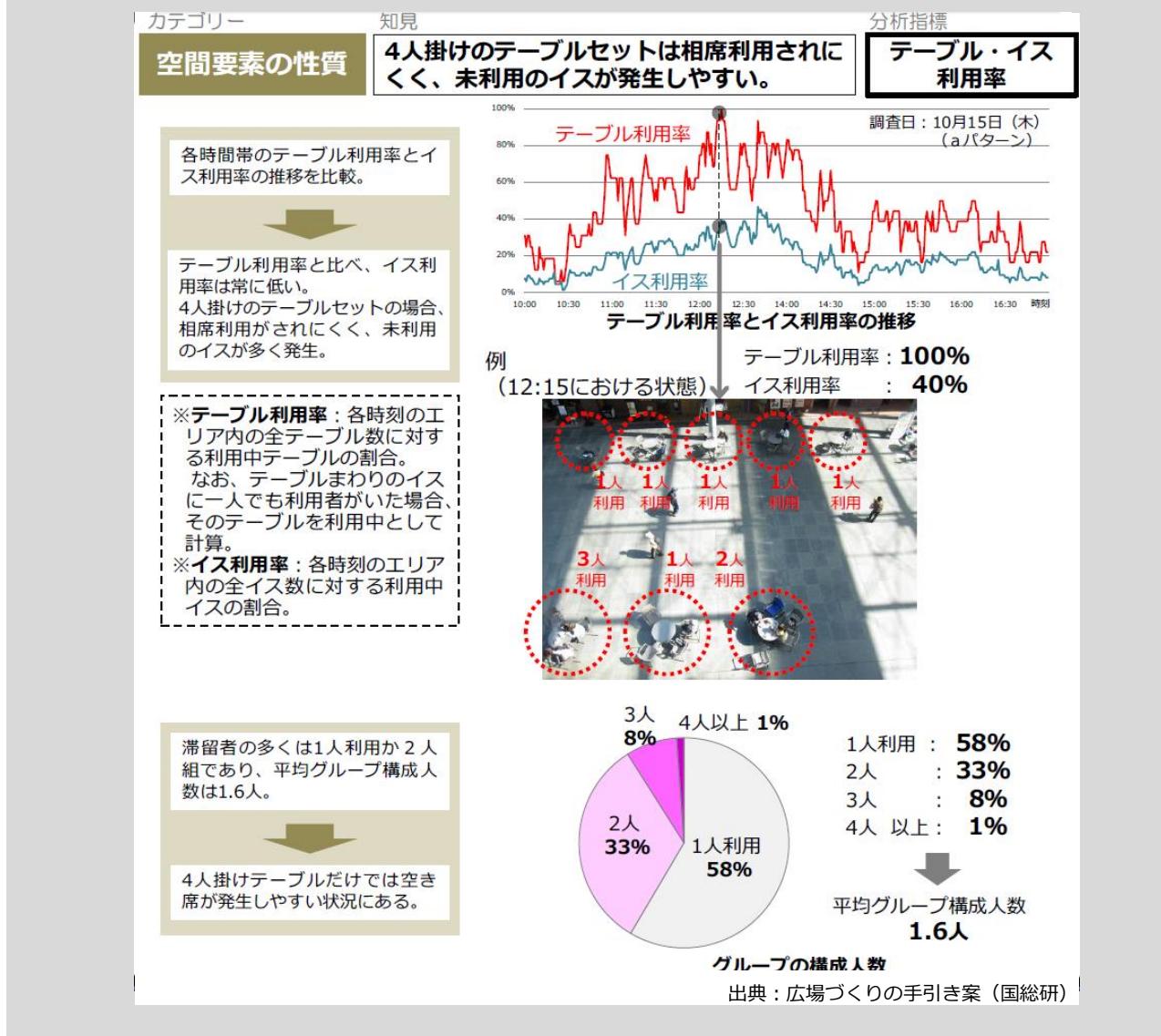


ベンチで居眠り

出典：広場づくりの手引き案（国総研）

◆テーブル席設置の留意点

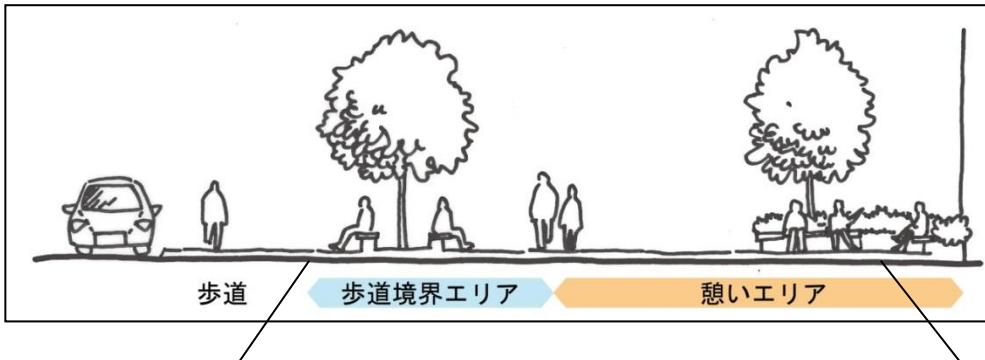
「テーブル席を利用するグループは平均1.6人であり、椅子とテーブルの数のバランスを考えないと使われない椅子が増えてしまう」ことも分かりました。



協議事項

- 椅子の位置、配置の仕方については、広場の利用者や利用の目的、日照等の条件を想定した上で計画してください。
- 歩道との境界付近や広場が面する建物の出入口付近など、広場の主要な出入口となる部分には、椅子を配置するようにしてください。

設計のポイント



◆歩道境界エリアの利用のされ方

歩道境界エリアは1人で利用する人が多いと言われています。通行人を眺めたり、携帯電話を操作したり、バスの待ち合わせをするなど、使い方を想定して椅子をデザインしましょう。1人の利用者には、ちょっとした腰掛けや、プライバシーが保たれる横並びに座れる椅子が望まれます。

◆利用者を想定した配置や椅子の種類

何名かのグループで利用する人たちは、上図「憩いエリア」のように、歩道から離れた広場の奥側を好むと言われています。椅子を向かい合わせや直角に並べたり、自由に動かせる椅子を配置することで、グループでの利用に適した環境を創出できます。

◆居心地向上のための領域づくり

滞留空間の形態や植栽などのデザインに合わせて、窪みやコーナーを上手く利用することで、居心地のよい椅子の配置が可能です。



◆歩道付近への椅子の配置

広場の内、歩道との境界付近へ椅子を配置することで、通りすがりの人を滞留空間へ誘い込むことができます。また、歩道付近に滞留する人がいることで、通りとしての活気が創出されます。



◆微気候や環境に配慮した椅子の配置

季節ごとに日向や日陰になる場所を予測し、気候条件に合わせて利用者が快適に座れる場所への椅子の配置や、縁陰を感じられる樹木の配置を検討しましょう。

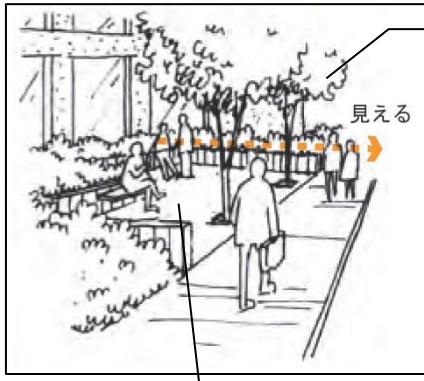
また、ビル風、騒音、粉塵など不快な影響が予想される場所では、軽減策を検討する必要があります。



協議
事項

- 椅子に座ったときの眺めや座り心地を想定し、利用者の居心地を高める椅子の配置やデザインとなるように計画しましょう。

設計のポイント



◆椅子からの見通しの確保

樹冠が目線より高い樹木を配置するなど、領域性の高い囲まれた空間とのバランスを考慮した上で、椅子から眺める対象物への見通しを確保しましょう。

◆眺めのよい椅子の配置

通行人、樹木や街並み、遠景の山並みなどを眺められるように椅子を配置すると、座った人が眺めを楽しむことができます。また、床の高さを変えたり、座れる段を設けると、普段とは違った眺めを楽しむことができます。



◆座る領域の確保

歩行者の動線上に配置された椅子では、座っていても落ち着かないものです。座った時に背中が背もたれや壁などに守られ、横にも植栽などが配置され、座る領域が確保されていると安心して座ることができます。舗装材の違いなどにより、足元の領域が歩行空間と分けられていると、より落ち着いて座ることができます。



◆椅子の素材の留意点

椅子は人が触れるものであることを踏まえ、座りやすさを想定してデザインすることが大切です。大きさだけでなく、素材にも配慮しましょう。木など暖かみのある材質や、メンテナンスのしやすい材質が望されます。

◎参考例

【広場における椅子の配置・デザイン】

ポイント：多様なニーズに対応したデザインと配置、滞留空間に調和したデザイン、座りやすい高さや角度・素材



広場を見渡すことが可能で植栽と一緒にした滞留しやすいベンチ



オープンカフェと一緒にした広場に自由に動かすことが出来る椅子



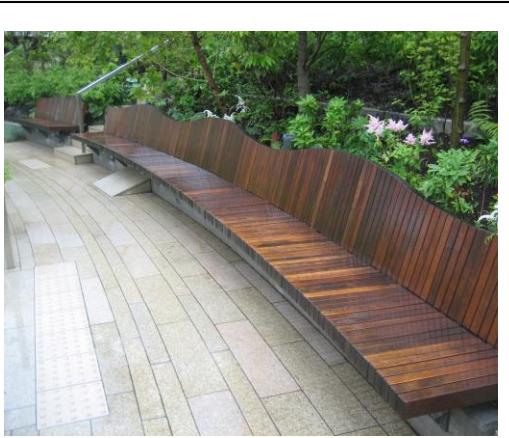
広場には多様なデザインの椅子を配置



囲まれ感と高低差のある広場にアクセントカラーが映える椅子を配置



店舗、椅子、植栽をバランスよく配置



植栽と一緒にした背もたれのある木製のロングベンチ

d 植栽

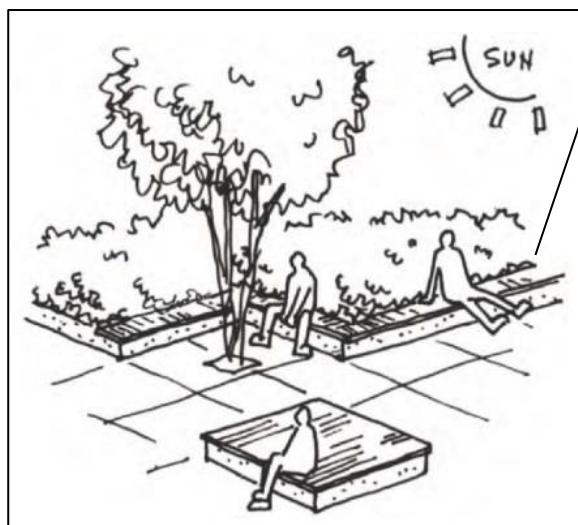
整備基準

- ・広場の機能や魅力の向上のため、一般的の利用を妨げない範囲で、質の高い植栽を広場内に積極的に設けてください。植栽の量の目安は、広場の整備面積に対して、原則として緑化率20%以上を整備してください^{※6}。なお、緑化率の算出については、別表（40頁）の緑化率算定式及び緑化面積換算表（「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に定めるものとは異なります。）を用いて行うこととします。

協議事項

- ・上記の整備基準に示す広場内の植栽を、より十分なものとするため、広場の整備面積に対して、緑化率40%以上を整備してください。ただし、イベント実施による一時的な利用など、広場の多面的な利活用方法を想定している場合は、容易に移動可能なプランターを設置するなど、利活用時に支障がない配置計画としてください。

設計のポイント



◆滞留空間における緑陰づくり

風や日差しを程よく和らげてくれる植栽の配置は、人々が腰かける場所を選ぶ際の要素のひとつです。日向、緑陰を感じられる場所、屋根などによる日陰など、滞留空間として様々な表情をもつ広場は、滞留する場所の選択行動を促します。

◆植栽帯や植栽樹のデザイン

植栽帯や植栽樹の立上りを腰掛の機能と一体となった椅子としてデザインするなど、広場空間の良好なデザインのため、多様なしつらえを検討しましょう。



※6 「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に定める緑保全創出地域内における現状変更行為の許可の基準は別途満たす必要があります。

別表

[オープンスペースに係る緑化率算定式]

広場における緑化率 = 緑化面積 ÷ 広場面積 × 100 (%)

[緑化面積換算表] ~「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に定めるものとは異なります。

自然的要素の種類	単位	係数値	屋内緑化の係数値
高さ 10m以上の樹木	本	25	75
高さ 6m以上 10m未満の樹木	本	10	30
高さ 4m以上 6m未満の樹木	本	8	24
高さ 2m以上 4m未満の樹木	本	5	15
高さ 1m以上 2m未満の樹木	本	1	3
高さ 1m未満の樹木	株	0.5	1.5
生垣	延長距離 (m)	1	3
ツタ類	延長距離 (m)	1	3
壁面緑化 (補助資材を設置するもの)	補助資材設置部分面積 (m ²)	1	3
芝生	水平投影面積 (m ²)	0.5	1.5
池その他これに類するもの	水平投影面積 (m ²)	0.5	1.5
花	水平投影面積 (m ²)	1	3
庭石類	水平投影面積 (m ²)	0.2	0.6
その他魅力あるみどりを創出するもの	協議による	協議による	協議による

[緑化面積の換算方法]

- 1 緑化面積は、表の左欄に掲げる自然的要素の本数、株数、延長距離又は面積にそれぞれの自然的要素ごとに表に掲げる係数値を乗じて換算することとします。なお、その単位は平方メートルとします。
- 2 建物の屋内に設ける自然的要素については、表の右欄に掲げる屋内緑化の係数値を乗じて得た数値を当該屋内緑化における緑化面積として算出することとします。
- 3 自然的要素の保全と創出を促進するため、原則として地植えのものを緑化面積換算の対象とするが、可動式植栽枠による植栽についても、恒久的に魅力あるみどりの創出に寄与すると認められるものに限り、自然的要素の種類に応じて、緑化面積換算の対象とするものとします。
- 4 「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に定める緑保全創出地域内における現状変更行為の許可の基準は別途満たす必要があります。なお、広場における緑化面積換算表は条例に定めるものとは異なります。

[自然的要素の説明]

樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹高30cm以上の樹木をいいます。 樹木の高さは、新たに植栽をする場合は植栽時の高さをいいます。 (本頁下段に規定するシンボルツリーとして植栽する場合を除きます。)
生垣	<ul style="list-style-type: none"> 新植する場合は、樹高 50 cm以上で 1 m当たり 3 本程度の植栽をするものをいいます。また、原則として四つ目垣等の垣根で補助してください。 生垣を二重に配置したときは、原則として、二重になっている部分を生垣ではなく個々の樹木として緑化面積の算出の対象とします。
ツタ類	<ul style="list-style-type: none"> 新植する場合は、壁面の長さに対して 1 m当たりに 1 株の植栽をするものをいいます。
壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> 壁面緑化については、既に植栽で覆われた部分の面積又は植栽で覆うための補助資材を設置した部分の面積を 1 m²当たり換算面積 1 m²として換算することができます。
芝生	<ul style="list-style-type: none"> 張芝、種子吹付、播芝、コケ類をいいます。
池その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 遊水路を含みます。
花	<ul style="list-style-type: none"> 花壇（1年草や宿根草などの草花が植栽されていること、又は草花が植えられる状態になっていること。）、地被植物（ササ類を含む。）及び畠をいいます。 宿根草及び地被植物の定義はそれぞれ下記のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> 宿根草：生育後、開花、結実しても枯死せず、植物体の全体あるいは地下部が残り越冬するもので、周辺地域との調和が図られる植物。 地被植物：一般的な用途として地表面を低く被覆する植物をさし、次の条件のいずれかが含まれるもの。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 植栽時の樹高が 30 cm未満の樹木 (イ) 流通規格が一般的にポット苗のもの
庭石類	<ul style="list-style-type: none"> 庭石、飛び石、敷き石等の自然石（砂利、碎石、砂、インターロッキング等は含まない。）で、植栽と一体となり、庭の一部を構成している状態のものをいいます。 庭石類を敷き詰める場合は、乱張りとし、目地をモルタル等でふさがないものであり、かつ、駐車場、通路等としての利用がないものに限ります。

«シンボルツリーとして植樹する場合»

大径木に育てることを前提として、十分な生育空間の確保や植栽基盤の確保など、下記の条件を満たせば、生育後の樹木の大きさ（高さ 6 m～10m）で緑化面積に反映させることができます。

- 新植時の高さが 3 m以上であること。
- 大きくなる樹種であること。（「緑化の留意点と参考となる事例」に記載の中樹冠・大樹冠となる高木性の樹種。その他の樹種については応相談。）
- 植える樹木を中心として半径 2.5m以内に、建物や工作物、駐車枠等の樹木の生長に差支えるものなく、良好な植栽基盤も同様に確保すること。（グランドカバー等は植栽しても問題ありません。）

3. オープンスペースの効果をさらに高める取組を行う場合の整備基準

以下に示す整備基準等は、前頁までに示した整備基準等を満たして整備するオープンスペースについて、そのオープンスペースの種類に応じて、オープンスペース創出の効果をさらに高める取組を行う場合に適用するものです。

(1) 誘導用途と一体的に機能するオープンスペースの整備

a 適用可能なオープンスペースの種類

歩道状空地

敷地内貫通通路

広場

に適用可能

b 基本要件

歩道状空地

敷地内貫通通路

広場

にぎわいを生む機能など（11頁の表に示す誘導用途）を配置し、これと一体的に機能するよう整備したオープンスペースであること。

c 形状・規模等

整備基準

歩道状空地

敷地内貫通通路

広場

- 誘導用途に供する部分に面して、これと一体的に機能し、利用できるオープンスペースとしてください。
- 誘導用途に供する部分の面積は、敷地面積の 10%以上としてください。また、原則として主要な道路に面して設けるものとしてください。ただし、道路に面していない階に誘導用途を設ける場合には、この限りではありません。
- 誘導用途に供する部分の出入口は、オープンスペースに面して設けるようにしてください。また、誘導用途に供する部分が主要な道路に面している場合には、原則として主要な道路に面する部分にも出入口を設けるようにしてください。
- 建物 1 階の主要な道路に面する部分には、住室又は住戸を設けないでください。なお、隅切り部も主要な道路に面する部分とみなします。

敷地内貫通通路

広場

- 主要な道路に面していない位置に誘導用途を設ける場合は、主要な道路からの視認性が高く、アクセスしやすい配置としてください。
- 主要な道路に面していない位置に誘導用途を設ける場合は、敷地内貫通通路や広場沿いに誘導用途に供する部分と一体的に設け、かつ、敷地外から容易に視認できる位置に誘導サインを設けてください。

協議事項

歩道状空地

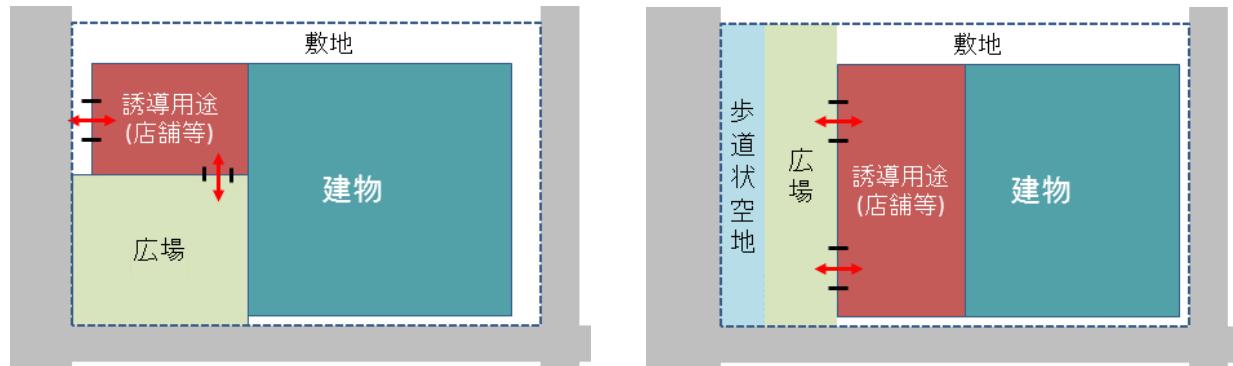
敷地内貫通通路

広場

- 誘導用途に供する部分は、ガラスファサードとするなど、建物内部の様子が歩行者やオープンスペースの利用者等から見えるようなデザインとしましょう。

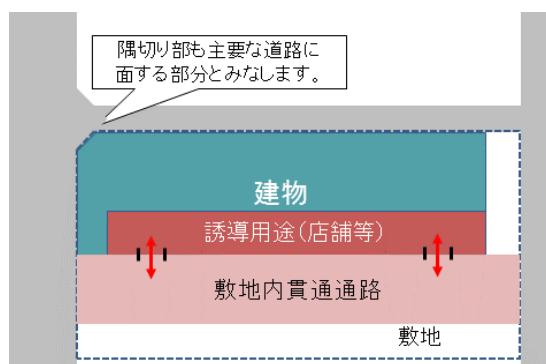
設計のポイント

◆主要な道路に面している誘導用途の例

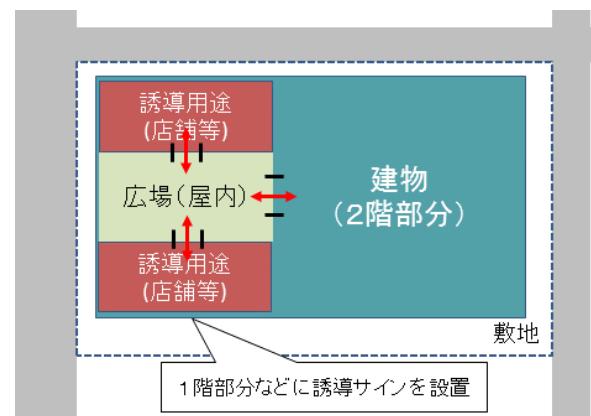
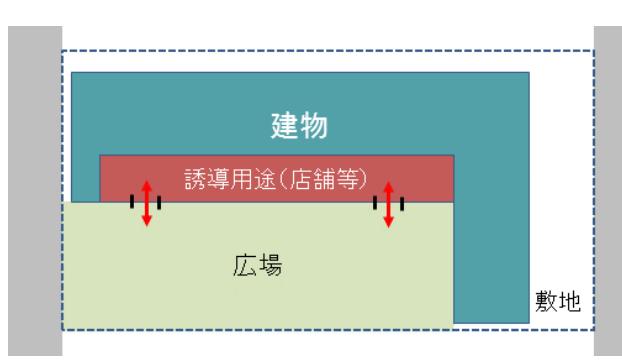
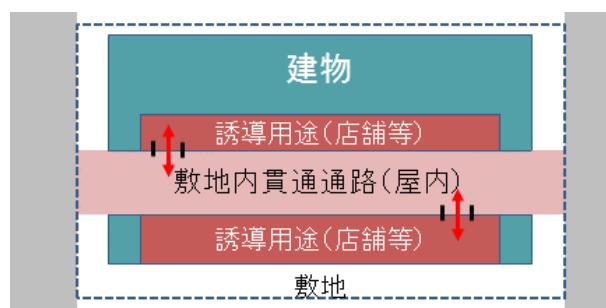


◆主要な道路に面していない誘導用途の例

(1) 主要な道路からの視認性・アクセス性が高い場合



(2) 屋内のオープンスペースと一体的に設ける場合



(2) 屋外の屋根で覆われたオープンスペースの整備

a 適用可能なオープンスペースの種類

歩道状空地

敷地内貫通通路

広場

に適用可能

b 基本要件

歩道状空地

敷地内貫通通路

広場

ピロティや雪よけの庇等を設けるなど、原則、全面屋根で覆われた空間であること。

ただし、屋根を設ける部分が一部の方が快適な空間の創出に寄与すると認められる場合は、この限りではない。

歩道状空地

敷地内貫通通路

季節や天候を問わず快適に移動できる歩行空間であること。

広場

積雪寒冷地にふさわしい四季を通じて活用ができる滞留空間であること。

c 形状・規模等

協議
事項

歩道状空地

敷地内貫通通路

広場

- 快適な歩行環境や滞留環境を創出するため、天井の高さは3.0m以上とし、屋根で覆われた部分の最低幅は2.0mとしてください。
- オープンスペース内に柱を設ける場合には、歩行空間や滞留空間の機能を妨げない位置や大きさとしてください。

設計のポイント

◆維持管理のしやすい屋根

屋根は安全性に配慮されたもので、経年変化に強く、維持管理がしやすいものとすることにより、天候に左右されない快適な歩行環境や滞留環境を維持することができます。

◆屋根の高さ

屋根の高さは、利用者が感じる空間の広がり感に影響を与えます。歩道状空地及び敷地内貫通通路を整備する場合は、天井が高く開放的な歩行空間とすることにより、快適な歩行環境の創出につながります。また、広場を整備する場合は、天井の高い印象的な滞留空間とすることにより、開放的な環境の創出につながります。



屋根のある歩道状空地の例

(3) 屋内のオープンスペースの整備

a 適用可能なオープンスペースの種類

敷地内貫通通路 広場 に適用可能

b 基本要件

敷地内貫通通路

季節や天候を問わず快適に移動できる屋内の歩行空間であること。

広場

積雪寒冷地にふさわしい四季を通じて活用ができる屋内の滞留空間であること。

c 形状・規模等

整備基準

広場

- 原則として、屋内広場の配置は、道路に面する位置に設けるなど、敷地外から容易に視認できるようにしてください。なお、道路に面していない階に広場を設ける場合には、誘導サインなどの設置により、敷地外から容易に認識できるようにした場合に限り、道路に面する位置に広場を設けなくても構いません。
- 広場の面積は、敷地面積に関わらず最低限 50 m²以上を整備してください。
- 地下鉄駅等へ接続する建物内に広場を設ける場合は、地下鉄等の駅へ接続するエレベーター等を備えた建物内に整備してください。
- 地下鉄駅等へ接続する建物内に広場を設ける場合は、地下鉄等との接続部から広場を容易に視認できるよう、広場は地下鉄等の駅へ接続する広く一般の用に供する通路に接する場所に配置するなど、建物と駅との接続の効果を高める位置や形状としてください。

協議事項

敷地内貫通通路 広場

- 快適な歩行環境や滞留環境を創出するため、天井の高さは 3.0m 以上としてください。
- オープンスペース内に柱を設ける場合には、歩行環境や滞留空間の機能を妨げない位置や大きさとしてください。
- 冬期間も暖かく快適に利用できる空間としてください。

広場

- 地下鉄駅と接続した建物内の地下階に広場を設ける場合は、自然光を取り入れる工夫をしましょう。

設計のポイント

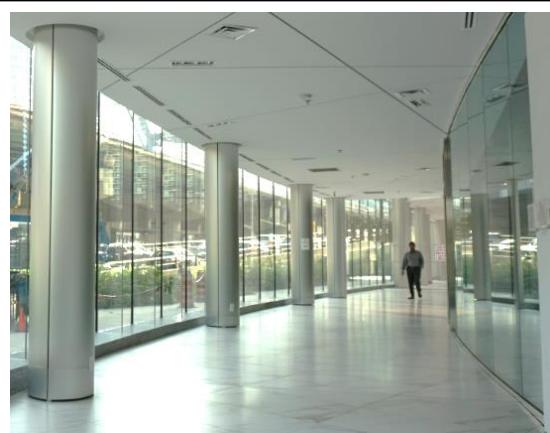
敷地内貫通通路

◆快適な屋内型通路

屋内型の通路を利用する際には、通路の明るさや見通しに配慮するとともに、十分な幅と高さの通路とすると、安心感が得られます。また、通路としての機能に留まらず、楽しみながら歩くことのできる工夫など、空間の質を高めるようなしつらえを検討することも大切です。

◆天井の高さ

天井の高さは、歩行者が感じる空間の広がり感に影響を与えます。天井が高く開放的な歩行空間とすることにより、快適な歩行環境の創出につながります。

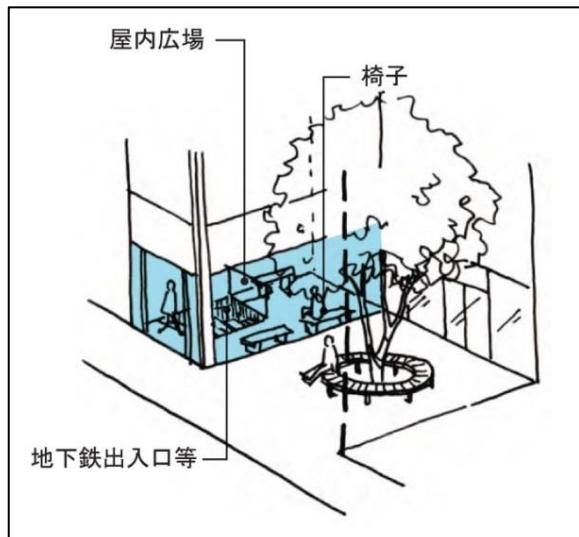
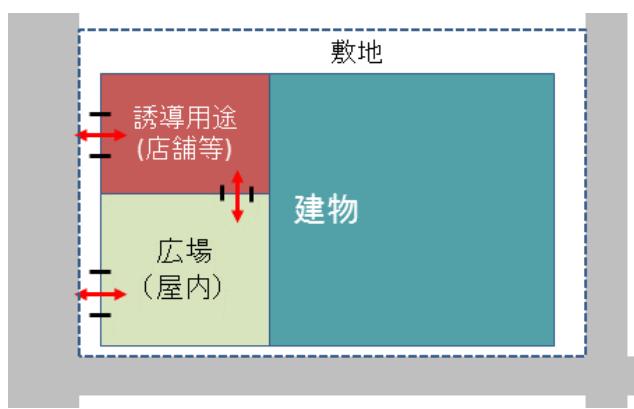


屋内の敷地内貫通通路の例

広場

◆屋内広場の位置例

- ・道路に面する位置に設け、敷地外から容易に視認できる場合



◆吹抜けのある屋内広場

建物の2階部分までを吹抜けでつなぐ屋内広場は、面積が小さい広場であっても、利用者が空間を広く感じられるなどのメリットがあります。

◆屋内広場の植栽

屋内に設ける植栽は、生育上の観点から、日照条件や維持管理計画を踏まえた上で、適切な植栽の種類や基盤を検討しましょう。



屋内緑化と滞留空間

◆屋根の高さ

屋根の高さは、利用者が感じる空間の広がり感に影響を与えます。天井の高い印象的な滞留空間など、空間形成の目的に応じたしつらえを検討しましょう。

(4) バスなどの待合機能を備えたオープンスペースの整備

a 適用可能なオープンスペースの種類

広場

に適用可能

b 基本要件

交通結節点としての乗継等の利便性を向上させるため、移動環境の向上に寄与する待合空間を計画するものであること。

c 形状・規模等

整備基準

- ・バス停留所やタクシー乗り場等（以下「停留所等」という。）のある歩道に近接して設けてください。
- ・バスやタクシー等の待合のための機能を備え、必要なベンチを置くなど、待合空間としての利用に適したものとしてください。
- ・停留所等から容易に視認できる広場としてください。
- ・季節や天候を問わず利用できるよう、整備する広場のうち、バス待ち等にふさわしい規模の屋根又は屋内の部分を確保してください。一体として機能すると認められた広場全体を、待合機能を備えた広場とみなします。なお、快適な待合環境創出のため、屋根で覆われた部分の奥行きは、最低 2.0m としてください。
- ・バスなどの待合機能を備えた部分の面積は、敷地面積に関わらず最低限 50 m²以上を整備してください。

協議事項

- ・停留所等へ安全かつ円滑に移動できるよう、動線上の障害等が無いようにしつらえてください。
- ・停留所等の利用状況に応じて、ベンチの数や配置、時刻表の設置などを計画してください。

4. オープンスペースの維持管理及び活用に関する基準

以下に示す維持管理基準等は、前頁まで示した整備基準等に加えて、全てのオープンスペースに適用するものです。

維持管理基準

- ・維持管理責任者は、誰もが快適にオープンスペースを利用できる状態を保ってください。
- ・オープンスペースが継続的に活用されるよう、維持管理計画を作成し、適切な維持管理を行ってください。
- ・維持管理の責任者を明記した標示板を設置してください。ただし、他の法令等に基づき設置する標示板等があるときは、他の法令等の規定で併用が禁止されている場合を除き、それらを併用することができます。
- ・歩行空間を整備する場合には、冬期間であっても歩行空間としての機能を保つため、ロードヒーティングの敷設又は除雪による管理を行ってください。

協議事項

- ・維持管理方法検討の際には、将来的にも質の高いオープンスペースが保全されるよう、工作物や植栽等の維持管理の体制や、将来的な修繕・更新の手法や費用について検討してください。
- ・工作物や柵・チェーン等の配置による立入り制限、駐車場・駐輪場（あらかじめ整備されたものは除く。）としての利用などが行われないようにしてください。
- ・オープンスペースの開放時間は、終日を原則とします。ただし、屋内に整備する場合や維持管理上やむを得ないと認められる場合には深夜等に閉鎖することができます。
- ・椅子や照明器具等の工作物は良好な状態に保ち、破損・紛失した場合は速やかに修理・補完を行ってください。
- ・植栽は手入れを適切に行い、豊かなみどりの維持・保全を行ってください。
- ・オープンスペースについて、イベント実施による活用等を想定している場合には、人が集まる場としての魅力の向上に寄与するような活用内容としてください。
- ・一時占用の際に、一般の人の利用を妨げることのないようにしてください。

設計のポイント

◆イベント実施等による活用

オープンスペースの多面的な利用や活用を促す、イベントなどのソフト事業の実施は、オープンスペースの魅力を高めることにつながります。

◆速やかな補修の効果

工作物の破損や落書き、植栽の枯損などを放置することなく、速やかな原状回復を行うことで、更なる質の低下を防ぐことができます。

都心におけるオープンスペースガイドライン

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL: 011-211-2545 FAX: 011-218-5113

都心における緩和型土地利用計画制度等の運用基準

平成 31 年 1 月 31 日策定

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 5 月 9 日改定

○ お問合わせ先

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2545 FAX：011-218-5113